事務・事業の在り方に関する意見

- 自主・自立の地域社会をめざして -

平成 14 年 10 月 30 日地方分権改革推進会議

目 次

IO	U	ی ارد		•															•		•														ı
	į	総論	ì•·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1	. 3	基本	的考	言え	方		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	的 ^表 改革	草の	方[白	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(2)	自主	E •	自	立(のţ	也均	或	社:	会	の	形	成	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
2			地方																																
	•	•	本意															•																	
	(2)	国庫	植	助!	負:	担事	事	業I	ات	つ	١J	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	(3)	各省	扩	اط	合詞	意	でる	き	な	か	つ	た	事	項	の	取	扱	ιI	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
3	. :	分権	型行	亍政	シ	ス	テ』	4	\ (の!	転	換	に	向	け	た	意	識	改	革	の	重	要	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	:	分野	別の	D見	直	し	方釒	計。	Ł١	貝 [·]	体	的	措	置	の	提	言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
1	. 7	社会	保障	章・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	(1)	地域	刻に	お	ナ	るイ	呆信	建	•	医	療	•	福	祉	の	_	層	の	総	合	化	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	(2)	民間	引企	業、		ΝI	Р ()	等	の	多	樣	な	主	体	の	幅	広	しし	参	画	に	ょ	る	共	助	社	会	の	構	築	•	•	12
	(3)	必置		制的	约	なき	もの	か	か :	全	般	的	,	経	常	的	な	検	証	ح	見	直	U	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	(4)	知息	きと	ア・	1	ディ	ا .	ア(か :	地	域	間	競	争	を	視	野	に	λ	れ	た	•	玉	の	関	与	の	見	直	し	に	ょ	る	
			地方	5の	自	主	生	• [自 <u>3</u>	<u>文</u> '	性	の	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	(5)	社会	€保	険:	分	野	<u>ر</u>	ħΙ	ナ	る	玉	•	地	方	の	関	係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	(6)	地方	支	分語	邹	司る	ᆫt	也力	方(の	新	た	な	関	係	の	構	築	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
2	. 7	教育	· 7	て化	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•				•	•	•	•	•	•	• ;	21
	(1)	初領	宇中	等	教i	育	<u>ا</u> ت	對	す	る	玉	の	関	与	の	在	IJ	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	(2)	義系	务教	育	費[国原	車	負担	担	制	度	の	見	直	U	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
	(3)	国	·地	方(の	役割	則	分	担	に	応	じ	た	財	政	的	措	置	の	在	IJ	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	(4)	総言	計行	政(の	観点	点	ئ رل	5	の	教	育	用	施	設	の	有	効	活	用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	(5)	生涯	王学	習、	, ;	社组	会都	教i	育	分	野	に	お	け	る	玉	の	関	与	の	抜	本	的	見	直	U	等	•	•	•	•	•	•	28
	(6)	必置		制的	的	なす	もの	かく	か :	全	般	的	`	経	常	的	な	検	証	ے	見	直	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
3		公共	事為	≝•				•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•				•	•	•		•	•	• ;	31
-	(1)	公共	ţ事	業	對何	系長	Ęţ	钥割	計	画	等	の	見	直	し	•	•	•	•		•	•	•				•	•	•		•	•	•	31
			補則																																

(3)事業主体としての国と地方の役割分担の明確化と直轄事業に係る国と地方	
の関係の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(4)社会資本の管理に係る国の関与の縮小・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(5)個別の公共事業分野における課題への対応・・・・・・・・・・・・・・	37
(6)「改革と展望」の期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革	
の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
ア 国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の視点	
イ 「改革と展望」の期間中の公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮	
減等の改革の方向	
ウ 各事業分野別の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の方向	
(7)公共事業の将来的な姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
4.産業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
(1)時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直し・・・・・・・・・・・・	52
(2)地域間競争を促す国の中小企業政策等の在り方について・・・・・・・・	57
5.治安その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(1)警察制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(2)消防制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(3)その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

はじめに

地方分権改革推進会議は、平成13年7月、内閣総理大臣の諮問機関として、3年間の期間を限って設置された。そして、その初会合において、小泉内閣総理大臣から、「国と地方公共団体の役割分担に応じた事務及び事業の在り方並びに税財源配分の在り方、地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制整備その他の地方制度に関する重要事項」について、地方分権の一層の推進を図る観点から、調査審議を行うべき旨の諮問を受けた。

小泉内閣総理大臣の諮問は、地方分権改革という視点から「この国の在り方」を 問うものであり、これに答えることは、21世紀に適合した分権型行政システムの構築 への道筋を明らかにすることにほかならない。

この重要な任務を限られた期間で果たすため、当会議は、諮問事項のうち、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方から重点的に審議することとし、関連して整理が必要な財政措置は調査審議の対象として取り上げるが、全体の税財源配分の在り方については、事務事業の在り方に関する審議動向を踏まえ検討することとした。

この審議方針に基づき、会議発足以来これまでに、本会議21回、小委員会21回、本会議・小委員会合同会議7回の計49回にわたる会議の開催並びに三重県及び静岡県での地方視察を行い、関係省庁、地方公共団体及び各界の有識者からヒアリングを行うとともに、精力的に審議を重ねてきた。

この間、重点的に審議を行うべき分野や論点の整理を行った「中間論点整理」(平成13年12月)、内政の全般にわたる基本的な改革の方向を整理するとともに、当会議としての地方分権改革についての基本的考え方を取りまとめた「事務・事業の在り方に関する中間報告」(以下、中間報告。平成14年6月)を世に問うてきた。

今般、国と地方の役割分担に応じた事務及び事業の在り方について、当会議としての見解を取りまとめるに至ったので、内閣府本府組織令第四十条の四第一項に基づき、内閣総理大臣に意見を述べるものである。

政府においては、本意見を尊重し、適切な判断を下されることを期待するものである。

総論

1.基本的考え方

(1)改革の方向

地方分権改革推進会議は、本年6月17日に中間報告を公表して以来、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる分権型システムの構築を目指して、事務事業の見直しを中心に取り組んできた。

国・地方を通じて、今日、我が国の財政の危機的状況は、一段とその深刻の度を深めつつある。このような状況を克服し、今後ますます進む少子高齢化の時代に、これまで我が国が築き上げてきた豊かな社会を維持していくためには、国も地方も従来の発想を転換し、その行政システムを持続可能なものに変えていかなければならない。それには、現行のシステムを抜本的に見直し、大胆な改革を断行することが必要である。

当会議が、分権型システムの構築を目指すのは、このような時代にあって、行政 改革を着実に推進し、我が国の活力を回復し維持していくためには、これまでの集権 的なシステムを転換することが不可欠であると考えるからである。

国の役割は、国際社会における国家の存立にかかわる事務や全国的に統一して定められるべき諸活動等に関する基本的な準則に関する事務、また全国的な規模又は視点に立って実施されなければならない施策や事業など、国が本来果たすべき役割に重点化し、それ以外の住民に身近な事項に関しては地方の自主的、自立的な判断に委ねるとともに、国が地方に対して関与を行わざるを得ない場合にも、それらは必要最小限にとどめられなければならない。

なお、このことは、国の役割が低下することを意味するものではなく、国はこれからの時代において、国の本来の役割に基づいて戦略的な行政の展開を要請されていることを指摘しておきたい。

このような改革を推進するために、当会議は、中間報告において、次のような5つ の改革の方向を示した。

- (1)国と地方の役割分担の適正化:ナショナル・ミニマムの達成からローカル・オプティマムの実現へ
- (2)地域における行政の総合化の推進
- (3)地方の創意工夫の発揮と知恵とアイディアの地域間競争
- (4)地方における自立的な財政運営が可能なシステムの形成
- (5)国の決定についての地方の参画の確保

これらをより敷衍して述べれば、地域ごとの最適状態を意味する「ローカル・オプティマム」の実現とは、地方の自己決定と限られた資源の有効な利用を妨げている、地方に対する国の種々の関与・規制や補助金等による関与を縮減・廃止し、各地域において、住民のニーズに応じた最適の政策の形成や統合が可能になるような状態を目指すことである。

これまでは、政策分野ごとに達成すべき目標値を設定し、それをどの地域も最低限満たすべき基準である「ナショナル・ミニマム」として、その達成を目指して事業を計画し実施していく傾向が見られた。しかし、一定期間の努力によって、ひとたびその目標が達成されると、その値を更に引き上げ、次の時代には、それが新たな目標値として設定されるというサイクルが繰り返されてきた。そして、この目標を達成するために、国は地方に対して多くの関与を行い、また補助金を通して、それを実現する仕組みを作り上げてきた。

「ナショナル・ミニマム」についてのこのような考え方やその達成のための仕組みが存在する限り、国の地方への関与は止まず、国と地方の明確な役割分担に基づいた地方の自主性、自立性は育ち得ない。先進諸国へのキャッチ・アップを目指していた時代はともかく、その段階に到達した今日の我が国にあっては、このような考え方自体を改め、その仕組みを廃止すべきである。そして、それぞれの事務の性質に応じて担い手として最もふさわしいレベルの地方公共団体や国に事務権限を配分するという原則、すなわち「補完性の原理」に基づいて役割分担を適正化することによって、地方の役割とされた事務については、地方が自主的・自立的に最適の形態でそれを実施できるようにすべきである。

このような「ローカル・オプティマム」を追求することは、当然に、政策分野の縦割り的発想を脱却し、それぞれの地域の視点から、複数の分野の政策を総合的かつ柔軟に立案し事業を実施していく「行政の総合化」を目指すことにほかならない。そして、そのために、地方が創意工夫をして、知恵を絞りアイディアを出し合うことは、地方の個性の発揮を促す。こうして、「地方の創意工夫の発揮と知恵とアイディアの地域間競争」が展開されることが、地方の活性化と発展に結びつくことになろう。

自己決定・自己責任の原則の下で、地方のこのような行動は地域住民の福祉の増進をもたらすとともに、地方行政改革の推進、行政運営の効率化にも寄与する。明確に地方の役割とされた事務について、地域住民が、必要な行政サービスの水準を自ら決定できるとともに、そのための負担についても決定できるような仕組み、換言すれば、住民が「歳出」のみならず「歳入」についても自主的に決定できる「受益と負担の関係が明確な仕組み」を作ることによって、初めて規律ある「自立的な財政運営が可能なシステム」が生まれることになると考える。

また、このように国と地方との適正な役割分担の下で、地方が自主的・自立的に行動できるようにするためには、地方の役割に関わる制度の創設・変更、計画の策定・変更、負担の決定等を行う場合、また、地方個別の事務事業に関わる決定等を行う場合には、これまでしばしばみられたような国の優位を前提とした決定の在り方を改め、国と地方が「対等協力」の関係にあることを前提として、それらの「国の決定に地方が参画する機会」が、可能な限り制度的に確保されなくてはならない。

(2) 自主・自立の地域社会の形成

それでは、このような当会議の改革の方向が目指す自主・自立の地域社会の姿とはどのようなものか。

現在、都道府県、市町村は、変わりつつある社会環境の下で、様々な改革に取り組んでいる。多くの地方が、行政評価の導入やNPOとの連携の推進等、行政改革を進め、新たな住民自治の在り方を模索しているとともに、全国的な市町村合併の推進によって、基礎自治体としての市町村の枠組みそのものの再編も行われつつある。

もとより、我が国の市町村の規模や行財政の能力には大きな幅があり、市町村合併が進んだ結果誕生する市町村にも多様なものがあろうが、当会議が改革によって目指しているのは、地域社会が自主的・自立的な活動を行うことによって活力を発揮できるような分権型システムを構築することであり、とりわけ地方自治の自主的・自立的な担い手として、一定の規模としっかりとした行財政運営の基盤を持ち、地域の発展において先導的な役割を果たすようなたくましい地方都市の誕生を期待したい。

このような地方都市が多数生まれ、それらが政策の立案、効率的な財政運営、新たな住民自治の仕組み等において、相互に知恵とアイディアの競争を展開することが、住民のニーズに応じた地域社会の形成と発展に資するとともに、我が国全体の発展にも結びつくものと考える。

2. 国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方について

(1)本意見の位置付け

基本的考え方で示した改革を推進していくためには、まず地方が自己決定・自己責任の原則に基づいて自主的・自立的な行政運営を行うことができるように、国と地方の役割分担を明確化し、国の地方に対する関与を廃止・縮減しなければならない。

そのような観点から見たとき、既に第一次の地方分権改革によって国の関与の縮減が図られたものの、中間報告でも指摘したように、まだ多数の法令による義務付けや必置規制等が残存している。地方の自主的・自立的な決定・行動を妨げているそれらの関与を廃止・縮減し、国と地方の役割分担を明確化するためには、法令の改正を含む事務事業の見直しが不可欠である。

例えば、公共事業において直轄事業に係る地方の負担を求める場合に、地方の意見を反映することが制度上認められていない事例や、また、類似した事業でありながら、所管する省庁が異なるために、地方において総合化ができない事業もある。地方からの要望が強いにもかかわらず、合理性を欠く種々の規制や必置規制によって、地方の創意工夫の発揮を妨げているケースも見られる。

当会議は、このような我が国の行政システムの現状と我々に課せられた課題についての認識に基づいて、これまで国と地方の役割分担を明確化し、それを踏まえて事務事業の在り方を見直すことに取り組んできた。その成果の一端は、中間報告として、改革に当たっての基本的な考え方と内政全般にわたる改革の方向について取りまとめた。

この中間報告を公表した後、政府においても地方分権改革に密接に関連する重要な方針、すなわち、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(以下、基本方針2002)が閣議決定された(6月25日)。基本方針2002においては、 地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す、 これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途に取りまとめる、とされている。

そして、この政府の動きと当会議の審議の歩調を合わせるべく、小泉内閣総理大臣から当会議に対し、総理指示として、基本方針2002を踏まえ、三位一体の改革につながる国と地方の事務事業の在り方等に関する原案について10月を目途に作成し、提出するよう要請がなされた。

この総理指示に応えるべく、中間報告で示した各行政分野における改革の方向を基礎としつつ、国庫補助負担事業の在り方についても重点を置き、事務事業の見直しの具体的な改革案の提出に向けて、精力的に審議を行ってきた。本意見は、当会議の1年4か月にわたる審議を集大成したものであり、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方についての結論を示すものである。

本意見においては、義務教育費国庫負担制度を始めとする基幹的な制度についても 聖域なく見直しの対象とするとともに、国が取るべき措置について、その措置が取ら れるべき期限を明示するなどできる限り具体的な記述に努めることにより、内政全般 にわたる地方分権改革を早期に実効あるものとすることを目指している。

(2)国庫補助負担事業について

国庫補助負担事業については、総理指示を踏まえ、当会議として、事務事業の在り方についての検討の中で調査審議に取り組んできたところである。具体的には、各行政分野における国と地方の役割分担の明確化や、国の地方に対する関与の在り方の見直しと併せて、国庫補助負担事業の在り方について検討することとした。国庫補助負担金のみに焦点を当てるのではなく、地方の裁量を拡大することを通じて、住民ニーズに適合した事業がより効率的に行い得るようにすることが重要であると考えたからである。

本意見においては、分野別各論において記述しているとおり、国の関与を大幅に縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するとの観点から、各分野の主要な国庫補助負担事業の在り方について廃止・縮減の方向を提言し、関連する国庫補助負担金の在り方についても言及をしている。本意見で具体的に取り上げたもの以外にも、数多くの国庫補助負担事業が存在するが、広く他の分野においても、本意見で示した改革の理念・方向に沿って、基本方針2002を踏まえ、見直しが行われるべきである。

また、地方分権推進計画に示されているような、国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化、同化・定着・定型化した事務や人件費に係る補助金の一般財源化等その性質に応じた整理合理化など、従来行われてきた国庫補助負担金の整理合理化のための努力や、毎年の予算編成過程等を通じて行われてきた国庫補助負担金の整理合理化のための努力は、引き続き重要である。

平成15年度予算においては、基本方針2002を踏まえ、国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化を推進することとされ、国庫負担金等については、既存の制度や事業の抜本的見直しを進めるとともに、国庫補助金のうち公共投資関係費や裁量的経費について、5%の削減を目指すこととされている。

当会議としても、このような方針は基本的に支持すべきものと考えており、今後と も政府における積極的な取組みを強く期待したい。

(3) 各省庁と合意できなかった事項の取扱い

当会議は、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方の審議において、これま

での地方分権改革では踏み込み得なかった分野についても、正しく聖域なく見直しの対象として取り上げてきた。このため、当会議と関係省庁との間で見解が対立する論点は、数多く存在した。

我々は、これまでの審議において、関係省庁からの意見聴取や質疑を通じて、地方 分権改革に対する共通認識を醸成すべく努めてきた。特に中間報告を公表して後は、 具体的な改革案について、コンセンサスの形成を図るべく、事務局を通じた調整も含 め、全精力を注ぎ集中的に審議を行ってきた。しかし、残念ながら、一部の事項につ いては合意を得るに至らなかった。

今回、当会議は、各省庁と合意した事項のみならず、あえて、合意に至らなかった 事項も含め意見を提出することを選択した。なぜなら、地方分権改革は、政府が主導 する構造改革の一翼を担うものであり、たとえ合意に至らなかった事項であっても、 「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき21世紀の分権型行政システム の原案を提示することこそが、内閣総理大臣の諮問機関としての当会議に期待される 役割であり、総理指示にも沿うものであると考えたからである。

3.分権型行政システムへの転換に向けた意識改革の重要性

当会議発足以来の審議を振り返り、特に昨年以来三度にわたって実施された各省からのヒアリングを通して、我々が痛感するのは、分権型システムへの転換に向けて、国と地方の意識を改革していくことの重要性である。

関係各省庁は、当会議の要望に対して、特に総理指示が出されてからは、概して、 総論においては協力的な姿勢を示し、地方分権を指向する改革に取り組んでいること を強調するものの、各論である個別の事務事業の見直しに関しては、国主導の発想が 払拭されていないケースも見られ、まだ当会議の見解とは距離があるものが少なから ず見られる。

我々の認識は、既に成長を当然の前提とした「右肩上がりの時代」は終焉しているとともに、これからは人口が減少し、少子高齢化がますます進行する時代に入ることから、かつての需要の増加を前提とし、それを充足することを目標として作られた制度は抜本的に見直されるべきであるというものである。だが、関係省庁の主張には、そのような制度の存在意義はまだあるという見直しに消極的な姿勢も見られた。

また、1.「基本的考え方」で述べたように、従来のナショナル・ミニマムの発想とそれに基づいた仕組みを改めるべきであるという我々の見解に対しては、公共事業に関して、全国的に一定の水準を達成することが国の責務であるという主張や、国の

直轄事業に関して、地方もその事業によって受益する以上、国と地方が協力して国主 導の下に事業を実施し、地方も応分の負担をすることにも合理性があるという主張も 聞かれた。

さらに、過去の公共投資によって社会資本の蓄積が進んでいる以上、社会資本形成のための事業は縮小されてしかるべきであるという我々の認識に対しても、まだ社会資本の蓄積が十分ではない分野も多く、その充実・整備に向けた努力が今後も必要であるという見解が国のみならず地方からも聞かれた。

類似した事業でありながら、所管する省庁が異なるため、地方レベルでの行政の総合化を妨げている例もまだ多く、関係省庁からは、協議の場の設置等の改善策の提示はなされたものの、それを超える一元化・総合化への提案は不十分と言わざるを得ず、地方の自主的な選択による総合化を求める我々の要望との隔たりがあるように思われる。

また、事務事業の実施体制について、創設当初と前提条件が変わったにもかかわらず、当初の形態が維持されている合理性を欠いた組織や職員の必置規制の見直しも強力に進められるべきであるし、補助金を政策誘導の手段として位置付ける発想も改められるべきである。

当会議は、何よりもこのような国の意識やそれに基づいて創られ運用されている制度の改革が重要と考える。 1 .(1)「改革の方向」で述べたように、国は国が本来果たすべき役割を重点的に担い、国と地方の役割分担を明確化し、地方が担うべきことは地方の自立性に委ねられるべきであり、また、両者が協力して実施しなければならない事務事業に関しては、その決定と実施において国と地方の対等な関係が確保されるべきである。

それとともに、本意見で提言した国の関与の廃止・縮減により、行政運営の自主性・自立性を拡大した地方には、住民福祉の増進に向け、地方自治の担い手であることを自覚し、自己決定・自己責任の原理に基づいて、主体的に改革に取り組むことを期待したい。併せて、国に対して財政的援助を求めても、もはや国にその余裕がないという状況を認識し、自ら更なる行政改革に取り組むことを求めたい。

分野別の見直し方針と具体的措置の提言

1.社会保障

人々の日々の暮らしに密着した社会保障行政は、身近な行政主体である地方公共 団体によって実施されるべきものであり、実際に、近年、多くの社会保障施策は地方 分権の推進と一体となって展開されてきている。

当会議としては、こうした流れを更に一層推し進め、国が決めたことの単なる実施を地方に委ねるのではなく、諸施策・諸サービスの実施に際して、地域の実情を踏まえた地方公共団体の主体的判断がより可能となるよう、現行の国による種々の関与を抜本的に見直していくべきと考える。制度の根幹は国が企画・立案するものとはいえ、地方公共団体が実施するに当たっては、行政サービスを受ける住民のニーズに即応したものとすべきであり、行政側の組織的・制度的問題がそうした対応を妨げている面があるとすれば、直ちに見直さなければならない。

他方、我が国においては、少子高齢化社会を前に、社会保障諸制度の抜本的見直しが現在進められている。国と地方の事務事業の在り方の問題については、制度見直しの結果を踏まえるべき部分も多いが、今後の我が国社会保障制度を支えていく上での地域社会の重要性に十分留意し、以下に述べる当会議の指摘、提言をも踏まえつつ諸制度の見直し議論は進められるべきと考える。

(1)地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進

地域における行政の総合化の必要性については、これまで当会議の報告等でも繰り返し強調してきている。総合行政化は、何でもまとめればよいという意味ではなく、地域住民のニーズに応じた最適の組合せを地域ごとの判断で実現すべしということであって、いわば行政執行に当たってのローカル・オプティマムの追求というべきものである。行政サービスの水準に関するナショナル・ミニマム、ローカル・オプティマムについては、種々の議論があるにせよ、中央官庁の縦割りに捕われない、地方独自の選択による最適な行政の組合せを追求するとの側面での地域ごとの最適化については、異論はないと思われる。

暮らしに密着した社会保障分野、特に、保健、医療、福祉等の分野においては、これまで築き上げてきた総合行政化の流れを更に強化し、時代とともに変化する住民ニーズへの的確な対応が図れるよう常に留意すべきである。

こうした基本方針の下、当会議として、以下のような具体的措置を求めるものであ

るが、このうち国の当局と意見の隔たりの大きい幼保一元問題について若干付言したい。

(幼保一元問題)

保育に欠ける児童のための福祉施設である保育所と、就学前の幼児教育機関である幼稚園との間には、国が主張するように確かに制度的には越えがたい垣根がある。しかしながら、我が国の現状に鑑みれば、地域によっては幼稚園と保育所はほとんど均質化しており、国が主張するような強固な差異は感じられないのが実情である。幼稚園と保育所が、教育と福祉という制度的趣旨よりも、親の就労形態等によって区分けされており、特に保育所は働く女性のための児童預かり施設という側面を強く有するに至っていると考えられる。

必要な児童福祉施策は引き続き実施するとしても、施設としての幼稚園と保育所、制度としての幼稚園教育と保育は、それぞれの地域の判断で一元化できるような方向で今後見直していくべきである。いずれも長い経緯を有する制度であり、以下の提言にもあるように、まずは幼稚園教諭と保育士の資格の一元化を積極的に推進し、それと並行して幼保の制度的一元化へ向けた検討を進めていくべきである。

さらに、かかる制度見直しに際しては、補助負担事業見直しの見地からも検討が行われるべきである。即ち、自治事務たる保育所の運営への国の関与が強すぎるが故に、地方の要望にもかかわらず一元化ができないのであるとすれば、まずは当該関与の根拠となっている児童福祉法等にまで踏み込み、そこで規定されている保育所運営についての国の関与を根元から見直すべきである。そして、保育所の設置、運営については全面的に地方の判断に委ねるべきとの合意が形成されるのであれば、それに併せて保育所運営費負担金等の国による補助負担金の一般財源化等も検討されるべきと考える。

現在、内閣において検討が進められている構造改革特区に関連して、幾つかの地方公共団体から幼保一元を可能とする旨の要望が出されている。特区をパイロットケースとして先行させるのも一案であろうが、当会議としては、上記のように幼稚園、保育所に対する国の関与を根元から見直し、併せて当該関与の裏打ちをなす補助負担金も見直すことで、基本的に地方ごとの判断で一元化も可能とする方向での検討を求めたい。そして、地方ごとの創意工夫を生かした積極的取組みを可能とすることで、政府が目標とする待機児童の解消も、より一層促進されるものと考える。

【 地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進の観点からの具体的措置 】

総合化等が可能な範囲の周知徹底【平成14年度中に実施】

保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所など地方公共団体に置かれている保健・福祉に関する事務所に関しては、各地方公共団体の判断によって統合が可能となっている。

住民の利便性、地域の実情等を考慮して総合行政化を進めたいと考えている地方 公共団体の取組みを支援するため、これらの事務所の統合等が可能である旨の通知を 平成14年度中に発出し、周知徹底を図る。

総合化・統合化事例の集積と紹介【平成15年度中に実施】

地方の総合行政に関する取組みについて、平成15年度に調査を行い、効果を上げている事例を事例集として地方公共団体向けに公表することにより、地方の総合行政に関する取組みの参考に供する。

教育・警察行政との連携・人事交流【逐次実施】

福祉行政が教育行政や警察行政などと連携を図りながら施策を進める必要性が高まっていることから、特別支援教育(教育上特別な支援を要する障害のある児童生徒に対する教育) 児童虐待などの分野を中心としてこれらの行政分野との連携を更に進め、福祉行政の活性化を図る。

児童虐待等についての市町村の役割の強化【平成17年度までを目途に検討・結 論】

件数が大幅に増加している児童虐待等については、都道府県、政令指定都市に置かれる児童相談所を中心として対応がなされているが、児童虐待の防止等に関する法律の見直し結果(平成16年秋を目途)も踏まえ、児童虐待の早期発見、発生予防等を進める観点から、市町村の役割の強化について検討を行い、平成17年度までを目途に結論を得る。

〔幼保一元問題〕

事例の紹介、厚生労働・文部科学省間協議の継続【逐次実施】

地方の幼稚園・保育所の運営の参考に供するために、幼稚園と保育所の連携事例について平成14年4月からインターネットによる事例紹介を行っているが、今後、一体的運営・施設の統合の事例紹介などについて充実を図るとともに、施設・職員の配置基準等についても地方からの具体的要望を受け、幼保の一体的運営を可能な限り容易にする方向で厚生労働、文部科学両省の協議を進めていく。

幼稚園教諭・保育士の資格の一元化等【平成15年度中に検討・一定の結論】

幼稚園教諭、保育士の養成課程については、両資格を取得しやすくなるよう見直さ

れた新カリキュラムが平成14年度から施行されているが、資格の一元化に向けた動きを一層促進する観点から、幼稚園教諭資格を持つ者が保育士資格を取得しやすくする方法について、平成15年度中に検討し早期に結論を得る。

また、当会議としては、次に述べる制度の一元化の環境整備を図る観点から、両資格の一元化等に向けた更なる検討を強く求める。

幼稚園・保育所の制度の一元化【継続的検討】

地域における幼保の一体的運営の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼保の制度そのものの一元化について検討を行う。

当会議としては、地方からの強い一元化要望や地域における子供の養育の実態等に鑑み、本件については根本にある児童福祉法等に基づく国の関与の在り方にまで遡って検討を行い、同時に補助負担事業見直しの側面から保育所運営費負担金制度等の見直しも念頭に置くべきと考える。

(2)民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築

社会保障の各種サービスは、既に多様な主体によって供給されているが、利用者の利便向上や各地域の多様な取組みが可能となるよう、一層の民間活力の活用や、NPO等の様々な主体との連携強化に向けた取組みを行うべきである。

この問題は「官から民へ」という規制改革の流れの中で多くの検討がなされているが、地方分権改革の立場からも、国による地方への関与が民間主体の参画を妨げていないかとの観点、さらに、単に民間や市場へ委ねるということではなく、地方公共団体と多様な民間主体や地域住民との協働による共助社会の構築を進める観点から、引き続き重視して参りたい。

【 民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築の観点からの具体的措置 】

公設民営に関する周知【平成15年度に実施】

社会福祉施設の公設民営やPFIの活用に関する実態調査を行い、平成15年度にその調査結果を地方公共団体に対して周知を行うことにより地方公共団体による多様な公立施設の運営を支援する。

この他、PFI制度を活用した公設民営については、まだ実績が少ないことから、 地方公共団体向けのマニュアル等の作成、担当者を集めた研修会の開催などを継続的 に行うことにより地方の取組みの参考に供する。

民間主体の一層の事業参入【逐次実施】

在宅福祉やケアハウス、保育所などNPOや民間企業の参入が可能となっている分野において、地方からの要望も踏まえ、多様な事業主体による多様なサービス供給が行われるよう支援を行っていく。

保育所の公設民営の促進【措置済み】

平成12年3月に保育所の設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社等による保育所の運営を可能にするとともに、平成13年11月に児童福祉法の改正により公設民営を促進する旨を児童福祉法に規定し、国庫補助、起債等について公設民営を行う場合の促進策を講じている。

公設民営型ケアハウスの整備促進【措置済み】

民間企業等によるケアハウスの設置・運営を可能にするとともに、平成13年度第1次補正予算において、PFI法に基づく選定事業者が公設民営型ケアハウスの設置を行う場合の買取り費用について国庫補助の対象としている。

水道事業に関する業務委託【措置済み】

平成14年4月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としている。

(3)必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し

地方の行政執行体制に対する国の関与の廃止・縮減の方針は、先の総合行政化の推進においても述べたところであるが、従来から議論されてきている必置規制 地方行政の組織や職員の資格・配置等に関する国による義務付け のような国の関与については、常に、単独のテーマとして全般的、経常的に見直しがなされることが必要である。

これまでも社会保障分野においては、積極的に必置規制等の見直しが図られてきているが、今後のより一層の見直しに向けて、当会議として以下の提言を行うものである。このうち、国の当局と意見の隔たりの大きい保健所長の医師資格要件の問題について若干付言する。

(保健所長医師資格要件の廃止)

住民の健康と安全を確保するためには、保健所長(福祉事務所等との統合機関の場合は、保健所部門の長)は医師でなければならないというのが、国の主張である。こ

れに対し当会議の立場は、保健所に医師が必須である点は認めた上で、場合によって は地方公共団体の判断で、保健所長は医師ではない者を充てるという選択肢も認める べきであるというものである。

こうした要望は、以前より地方公共団体から寄せられている。地方の責任において、保健所ないし保健所部門の適切な人員配置を行いたいとの意思と意欲のある場合に、「国から地方へ」の基本方針に照らせば結論は自ずと明らかであると考える。それは決して住民の健康と安全を軽視するということではなく、より適切な保健所運営、より適切な健康と安全の確保に向けた地方ごとの主体的判断を尊重するということであり、当会議としてはかかる地方要望に応えるべく、国に見直しを求めたい。

【 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直しの観点からの具体的措置 】

〔行政組織に関する必置規制の見直し〕

児童相談所・児童福祉司を含めた児童福祉サービスの在り方についての検討 【平成16年を目途に検討・結論】

児童福祉サービスの提供体制について、都道府県や政令指定都市に置かれている児童相談所や児童福祉司の在り方を含め、平成13年12月から社会保障審議会児童部会で行われている議論を踏まえながら子どもを取り巻く環境の変化に対応するよう見直しを進め、平成16年を目途に結論を得る。

〔職員に関する必置規制の見直し〕

職員の資格要件をはじめ職員に関する必置規制等については、地方の裁量を広げる方向で不断の見直しを行う。具体的には以下のものについて見直しを行う。

任用資格の在り方の見直し【平成18年度までを目途に実施】

身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の任用資格について、より一層の活用を図る 観点から任用に係る効率的な研修制度の在り方を含め検討を行い、身体障害者・知的 障害者福祉制度に係る次期見直し(平成18年度までを目途)の際に措置する。

社会福祉主事に係る規定の在り方の見直し【平成14年度を目途に検討・結論、 平成15年度を目途に実施】

社会福祉主事について、より一層の活用を図るための方策について規定の在り方を含めて検討を行い、平成14年度を目途に結論を得て、平成15年度を目途に措置する。

と畜検査員の在り方の見直し【平成15年を目途に実施】

牛海綿状脳症(BSE)の発生に伴い、食肉の安全性を確保するために獣医師が機動的にと畜検査に関われるように、食品安全対策の見直しの一環として、と畜検査員の在り方についても見直しを行い、当該見直しの結果を踏まえて平成15年を目途として

提出する法改正で併せて措置する。

保健所長の医師資格要件の廃止【平成14年度中に検討開始】

保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の廃止については、 平成14年度中に厚生労働省において保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設け る。

なお、当会議としては、当該検討の場において保健所長の職務に関する関係者間の幅広い議論が行われ、その上で医師資格要件廃止の方向で見直しがなされることを強く求める。

[審議会等に関する必置規制の見直し]

審議会等を目的別に区分の上、必置規制を全面的に見直し【平成16年から平成 18年度までを目途に段階的に実施】

都道府県等に置かれる審議会等を目的別に分けて見直しを行う。なお、審議会等の 名称規制については廃止する方向で見直す。

(政策の企画立案に関する意見を述べる審議会等)

主として政策の企画立案に対して意見を述べる審議会等については、地方公共団体が独自の判断で設置できるようにする方向で見直しを行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。

- ・職業能力開発に関する審議会等(次期法改正(平成18年度までを目途)の際に措置)
- ・地方精神保健福祉審議会(次期法改正(平成17年を目途)の際に措置)
- ・都道府県生活衛生適正化審議会(適正化規程の認可等の付議事項が生じた場合 にその都度設置すれば足りる旨を平成14年1月に周知)

(第三者機関的な審議会等)

個人の具体的権利義務に関わる処分を行う第三者機関として設置が義務付けられている審議会等について、そうした機能の必要性は前提としながら、組織・設置の在り方については地方公共団体の判断を尊重する方向で検討を行う。当面、具体的には以下のものについて見直しを行う。

- ・結核診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正(平成16年を目途)において措置)
- ・感染症診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討し、当該見直しの結果行われる法改正(平成16年を目途)において措置)
- ・地方社会福祉審議会(次期法改正(平成18年度までを目途)の際に措置)
- ・都道府県児童福祉審議会(平成14年度中に検討の結論を得て、直近の法改正(平 成17年度までを目途)時に措置)

(4)知恵とアイディアの地域間競争を視野に入れた、国の関与の見直しによる地 方の自主性・自立性の強化

当会議は中間報告において、地域住民の選択に基づくローカル・オプティマムの 実現や、知恵とアイディアの地域間競争の促進を図っていく方向で、国の関与を見直 していくべきであるとしたところである。

社会保障制度の根幹にかかる部分は国が負うべきものとしても、真に必要最低限のもの以外は可能な限り地方の判断、地方の裁量に委ね、地方の責任において行政を展開し、それを住民が評価していく体制に移行していかなければならない。それは決して社会保障行政の後退ではなく、地方が判断する部分の拡大である。その結果としての地域間の違いは、それが地域の実情を踏まえ、地域住民の優先順位に則ったものである限り、国が心配すべき「格差」ではなく、尊重すべき地域間の「差異」であり、その地域の個性である。

かかる基本方針の下、当会議として以下の提言を行うものであるが、このうち国の当局との意見の隔たりの大きい保育所調理施設問題について若干付言する。

(保育所調理施設の見直し)

保育所は家庭に代わる機能を有するものであり、台所のない家庭がないのと同様、 調理施設のない保育所はない、というのが国の立場である。

当会議としても、保育所に調理施設はあってよいと考える。しかし、必ず調理施設を設置しなければならないと国が一律に義務付ける必要性は認められない。こうした国による最低基準の義務付けが、地方の判断による機動的な保育所の設置や運営を妨げているとすれば、政策そのものとしても疑問であり、また、今日の社会情勢や食品保存・流通技術に鑑みれば、何故そこまで国が義務付けなければならないのかが不明である。

現在、この義務付けは省令で定められており、当該要件を満たさなければ国から保育所施設整備の補助負担金が交付されない仕組みとなっている。こうした保育所に対する補助負担制度が地方の自主的判断を過度に損なっているとすれば、先に述べた幼保一元の観点からの保育所運営費負担金等の検討と併せ、本件との関連で保育所等の社会福祉施設に対する施設整備費補助負担金を見直し、その一般財源化等も検討されるべきと考える。

なお、その他の国による最低基準等の義務付けに関しても、かかる国の関与が補助 負担制度によって担保されている場合においては、当然のことながら国の関与の見直 しと同時に、対応する補助負担金についても廃止・縮減が図られるべきであると考える。

【 知恵とアイディアの地域間競争を視野に入れた、国の関与の見直しによる地方の自主性・自立性の強化の観点からの具体的措置 】

〔国が設定している各種最低基準等の見直し〕

特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担【平成15年度に実施】

平成15年度の介護報酬の改定において、全室個室、ユニットケアの居住福祉型特別 養護老人ホームに係る介護報酬項目を設け、低所得者に対する配慮を行いながら、そ の居住費部分を利用者負担とする方向で検討を行い、措置する。

保育所の調理施設の見直し【平成14年度中に実施、継続的検討】

保育所の調理施設設置に係る義務付けについての検討を継続する一方、当面、調理施設に係る防火構造の義務付けについては緩和する方向で検討し、平成14年度中に措置をする。

なお、当会議としては、保育所の調理施設の設置は国が全国一律に義務付けを行うべきでなく、地方公共団体が地域の実情に合わせて判断を行うべきと考えることから、 当該義務付けを廃止する方向での検討を求めたい。

国が全国的に保障するサービス水準の全般的、経常的見直し【継続的検討】

当会議の方針を踏まえ、国が設定している最低基準等について今後とも全般的、経常的に見直しを行う。国が全国的に確保するサービス水準を引き下げ、地方の裁量に委ねてよい部分を拡大する余地がないか随時検証し、併せて関連する国庫補助負担金等の財政措置の在り方についても見直す。

補助事業に係る統合等についての見直し【継続的検討】

社会保障分野における国庫補助事業について、地方公共団体の創意工夫の余地を広げるため、共通の目的を持つ補助事業を統合し、補助金交付は総額で行い、各補助事業への配分については地方公共団体の裁量に任せる統合補助金的な補助金制度の創設について検討を行う。

医療法人の理事長要件の緩和 【措置済み】

病院経営と医療管理とを分離して医療機関運営を行う道を開くため、合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を原則として撤廃する通知を平成14年4月に発出した。

保育所に係る職員・施設基準の見直し【措置済み】

保育所の短時間勤務保育士の配置制限の撤廃、保育所の分園数の上限を撤廃する通

知を平成14年5月に発出した。

児童扶養手当に関する見直し【措置済み】

児童扶養手当について、就労等による自立を促進する等の観点から、平成14年8月から所得制限等の見直しを実施しており、また、受給期間が5年を超える者に対して給付を減額する等の改正法案を平成14年3月に国会に提出した。

〔地方がより主体的に事務事業を行うための国の関与の見直し〕

公立福祉施設の整備に対する負担規定の補助規定化【平成18年度までを目途に実施】

公立の社会福祉施設(特別養護老人ホーム等)の整備が地方の事務であることをより明確にするため、施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携しながら補助規定化する方向で検討を行い、次回の法改正(平成18年度までを目途)の機会をとらえて措置する。

福祉事務所設置等の際の同意を要する協議の廃止【平成18年度までを目途に実施】

町村が福祉事務所を設置・廃止する場合の都道府県の同意を要する協議については、 現在の町村福祉事務所の在り方に関する調査を実施した上で廃止する方向で検討を行い、次回の社会福祉法の改正(平成18年度までを目途)時に措置する。

児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議の廃止【平成 14年度中に実施】

児童相談所、児童福祉施設又は職員の養成施設の用に供する建物の建築、買収又は 改造に要する費用の負担に関する厚生労働大臣の同意を要する協議については、廃止 する方向で検討を行い、平成14年度中に必要な政令改正を行う。

市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目の追加【平成15年度中に検討・結論】

身体障害者更生相談所の判定を要さずに市町村のみの判断で給付ができる補装具の種目の追加については、平成7年7月及び平成13年6月の改正の効果や現場の反応等を見極め、関係者からの要望の集積を踏まえながら平成15年度中に更なる追加が可能かどうか判断する。

知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議の廃止 【措置済み】

知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議について、平成14年3月に通知の改正を行い、これを廃止した。

〔住民により身近な行政主体への権限の移譲〕

知事資格の養成施設の指定等の権限の移譲【平成18年度までを目途に実施】

知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設の指定等の国の権限については、都道府県における事務の効率的な執行等の観点から、次期法改正(平成18年度までを目途)時に国から都道府県へ権限を移譲するための改正を行う方向で検討を進める。

障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲【平成18年度までを目途に検討・結 論】

障害児・障害者に係る事務について、市町村で一元的な実施を進める観点から、平成15年度から施行される支援費制度の実施状況を勘案しつつ、障害児の施設入所決定の事務に係る権限を都道府県から市町村に移譲する方向で検討を行い、平成18年度までを目途に結論を得る。

(5)社会保険分野における国・地方の関係

年金・医療等の社会保険分野においては、現在、制度の抜本的見直しが進められている。この分野においては、多くが国の事務である中で、国民健康保険と介護保険については地方の事務とされているところであり、当会議としては以下に述べるように、特に国民健康保険に関し、市町村の現状を十分に踏まえて制度見直しの検討が進められるべき点を強調したい。

【社会保険分野における国・地方の関係に関する具体的措置】

国民健康保険の保険者の在り方の見直し【平成14年度中に検討・結論】

小規模な国民健康保険の保険者については、保険者の広域化支援策が講じられているが、平成14年度中に策定される保険者の統合・再編等に関する基本方針の検討においては、市町村の現状を十分踏まえながら検討を行う。

介護保険の運営実績を踏まえた国の関与の在り方の見直し【逐次実施】

介護保険に関する国の関与の在り方については、制度の成熟度や定着度等も勘案する必要があるが、介護保険法施行後5年を目途に行うとされている制度の見直しも念頭に置きつつ、地方公共団体からの具体的要望を受けて、随時必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

(6)地方支分部局と地方の新たな関係の構築

国と地方の事務事業の在り方は、当然ながらそれを担う受け皿としての国・地方の 行政体制の在り方と密接に関連するものであり、この観点から、当会議としては地方 分権改革と省庁再編の結果、新たな位置付けがなされた国の出先機関である地方支分 部局の役割等について引き続き注視していくべきであると考える。

以下においては、一般的な提言に続けて、具体的な事例として、社会保障分野において新たに生まれた地方支分部局である地方労働局に関する具体的措置の提言を行う ものである。

【 地方支分部局と地方の新たな関係の構築の観点からの具体的措置 】

行政手続の地域での完結【逐次実施】

地方支分部局の実質的決定権の拡大を図るよう、中央省庁に継続的検討を求めるとともに、例えば、所掌事務についてのマニュアル充実等の条件整備を進め、地方支分部局限りで事務が行えるような体制の確立を進める。

雇用対策における積極的な情報交換等の推進【逐次実施】

雇用問題に関する地方の高い問題意識を十分踏まえ、積極的な情報交換を進めるとともに、求人相談に関し地方公共団体が「しごと情報ネット」を活用することにより国のハローワーク等との有効な連携が図られるよう努める。

高齢者、障害者等地域性の強い施策に係る職業紹介についての都道府県への開放【平成14年度中に検討・結論】

高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、国と地方の二重行政となることのないよう配慮をしながら、都道府県も一定の役割が担うことができる方向で検討を行い、平成14年度中に結論を得る。

2.教育・文化

教育の在り方がその国、その社会の発展を左右するものであることについて議論の余地はない。教育・文化の分野における国と地方の役割の在り方は、これからの時代における我が国社会がどうあるべきかという問題と表裏の関係にあるといえよう。

明治維新や終戦後等の急速な近代化や復興が強く求められた時代、教育水準の向上や教育条件の整備等に国が主導的役割を果たしたことは時代の要請に応じたものであり、またその成果は高く評価されるべきものである。しかしながら、一定の生活水準を確保し、少子高齢化へと向かうこれからの時代においては、変化する生活様式、多様化する価値観に応じた、それぞれの地域社会の個性や特色が活かせる教育が求められており、こうした時代認識の下、教育分野においてはこれまでも地域の自主性、主体性の強化に向けた地方分権の推進が積極的に進められてきている。

当会議としては、国は義務教育を中心とした教育の基盤整備にその役割を重点化し、教育の実施に際しては、それぞれの地域の創意工夫の中で人々の望む教育が実現できるようにしていくべきであると考える。こうした見地から、地方に対する国の関与の在り方について、以下のような基本的方針と、その方針の下で今後実施すべき具体的措置について提言するものである。

(1)初等中等教育に関する国の関与の在り方

初等中等教育、就中、義務教育に関して、制度の根幹を維持することについての 国の役割の重要性は否定しないが、しかし、教育が実施されるのはあくまでもそれぞ れの地域、それぞれの学校であり、我が国としての教育の枠組みの中で、地域が十分 にその教育力を発揮できるようにすることが重要である。

国としては、地域や学校の自主性、主体性を重視し、それぞれの創意工夫が可能となるような環境整備に努めるべきであり、学習指導要領や学級編制基準の大綱化・弾力化を通じて現在進められている地方に対する国の関与の縮減を一層進め、国の役割を細部にわたる干渉ではなく教育の基盤整備に重点化していくことが重要である。

かかる基本方針の下、以下のような具体的措置を求めたい。

【 初等中等教育に関する国の関与の在り方に関する具体的措置 】

教科書採択地区の小規模化【一部措置済み、継続的検討】

教科書採択地区(現在 542地区)は、制度上、市又は郡単位でも設定できるが、実

際にはより広い区域に設定されている。平成14年7月の教科用図書検定調査審議会報告では、こうした現状に鑑み、採択地区の決定権を持つ都道府県教育委員会に対し、市町村教育委員会の意向等を踏まえて採択地区がより適切なものとなるよう見直すことが求められ、これに基づく通知が、既に文部科学省から発出されている。

採択地区の設定は自治事務であることに留意し、住民にとってより身近な存在である構成市町村の教育委員会の意向が採択教科書の決定により的確に反映されるよう、本件に関する取組状況を継続的に調査し、平成15年度以降も引き続き小規模化に向けた地方の取組みを促す。

政令指定都市立の高等学校の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】

政令指定都市立の高等学校の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。政令指定都市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。

中核市立の幼稚園の設置認可の見直し【平成15年度中に検討・結論】

中核市立の幼稚園の設置・廃止については、現在、都道府県の教育委員会の認可が必要とされているが、この認可制を廃止し、届出制に改める方向で見直しを行う。中核市教育委員会、関係都道府県教育委員会など、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。

弾力化の下での多様な教育活動の事例紹介【平成14年度から実施】

文部科学省は、一層大綱化・弾力化された学習指導要領(平成14年度から順次適用)の下で、各地で実施されている多様な教育活動の実例を収集し紹介しているが、今後とも、地方や各学校が意欲的な教育に取り組むための環境づくりを行う観点から、インターネット等を通じ積極的な事例紹介に努める。

基準の大綱化・弾力化の周知徹底【平成14年度から実施】

広報パンフレット、インターネットや各種会議等を通じて学習指導要領の大綱化・ 弾力化につき、その趣旨の一層の周知を図ってきているが、引き続き、教育課程研究 協議会、総合的な学習の時間研究協議会等を通じ、より一層の趣旨の徹底を図る。

学級編制については、特に必要があると認められる場合に40人の標準を下回ることを可能とする基準の弾力化を平成13年に制度化しており、また、41人以上の学級編制についても、教育委員会の判断により弾力的な取扱いが可能である旨を、各種会議等を通じて周知する。

教育についての「評価と公開」等を踏まえた学習指導要領の一層の見直し【平成14年度から検討】

各学校で実施される教育活動に関する「評価と公開」の積極的推進を促すとともに、

平成15年度以降継続的に実施することとしている教育課程実施状況調査や、平成14年度内に実施する予定としている教育課程に関する教員・保護者等の意識調査等を通じて新学習指導要領の実施状況等を十分把握しつつ、中央教育審議会の場における学習指導要領の見直しを継続する。

(2)義務教育費国庫負担制度の見直し

教育・文化の分野における国による関与と、その裏打ちとなる国による経費負担の問題が最も集約された形で現れるのが、義務教育費国庫負担制度を巡る議論においてである。

当会議としては、中間報告でも述べたように、まず検討すべきは義務教育に対する国の関与の在り方であり、国の関与を弾力化し、地域の判断で種々の工夫を行ってよいというのであれば、補助負担金制度がそうした地方の自由な判断を事実上制約することは適当ではないと考えている。

かかる基本的方針の下、義務教育費国庫負担制度について、以下の具体的措置の 提言を行うものである。なお、中間報告で触れた本制度と関連する事項(具体的には 中間報告 - 2 (2)義務教育に関する国と地方の経費負担の在り方の見直し(3) 機動的、弾力的な教員の人事・給与体系の見直し(5)義務教育費国庫負担金の手続 き簡素化に向けた検討)については、本テーマの下にまとめている。

また、本制度は、国による補助負担事業としても、その規模や波及する局面の広さにおいて群を抜いており、その取扱いは単に事務事業の問題に止まらず、次の税財源配分の在り方の問題とも関連するものであることから、ここで当該負担金の廃止・縮減に関する考え方の整理について付言したい。

(義務教育費国庫負担金の廃止・縮減についての考え方)

先の中間報告において、当会議はこの問題に対し、定額化、交付金化、一般財源化等の提案を行った。また、負担対象経費の見直しについては、別表で述べているところである。

まず、負担対象経費の見直しについては、中間報告で、国として真に負担すべき経費に限定するとの提言を行ったが、これとの関連で文部科学省から共済費長期給付負担金や退職手当等を対象経費から外すとの提案がなされている。本提案に対しては、共済費や退職手当といった固定的な経費を国から地方に委ねても、地方の自主性拡大につながらず、分権の観点からは評価できないとする意見と、従来固定的経費とされ

ていた人件費も今後流動化していくことを踏まえれば、地方の自主性拡大にもなるとの意見が出され、その評価は分かれた。しかし、この見直しが義務教育費国庫負担制度全体の見直しにつながる契機となるのであれば、その限りで当会議としては、改革に向けた第一歩と受け止める。

この見直しに続く次なる改革として、当会議としては、現在、教育改革の下で進められている教育制度自体の見直しや義務教育に対する国の関与の在り方についての議論を踏まえつつ、義務教育費国庫負担金全体の一般財源化を念頭に置いた検討が進められるべきと考える。

しかし、直ちに全額の一般財源化、即ち義務教育費国庫負担制度の廃止を行うことについては、国民のコンセンサスや受け皿としての地方行政体制の実情に鑑みれば、当会議としては、先に述べた負担対象経費の見直しを契機とし、制度全体の抜本改革につなげていくために、全額一般財源化の条件が整うのを待つことなく、地方の裁量拡大の観点から定額化、交付金化に向けた検討に直ちに着手すべきであると考える。

【 義務教育費国庫負担制度の見直しに関連する具体的措置 】

負担対象経費の見直し【平成15年度から実施】

上に述べた改革に向けて、差し当たり、共済費長期給付、退職手当等に係る経費 については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般 財源化を行う。

この点に関して、一般財源化する以上、税源移譲を伴わなければならないとの意見が出されたが、当会議としては、次の段階で国と地方の税財源配分の在り方について、基本方針2002に示されたとおり三位一体で検討を行うこととしており、当面、その具体的な財源措置については、地方分権の観点を視野に入れて関係者間で十分に協議、調整が行われるべきものと考える。

客観的指標に基づく定額化、交付金化等国庫負担制度の見直し【平成16年度、 平成18年度までを目途に見直し】

当会議としては、現行負担金の制度的な問題点は、教職員給与の半額を国が負担する仕組みそのものにあると考える。即ち、現行の義務教育費国庫負担金は、実際に支払われた教職員給与の半額を国が負担するものであるため、教員配置等に関する地方の工夫・裁量の余地を減じ、また職員給与を仮に縮減しても、国庫負担金が減ることとなり、工夫による縮減分をそのまま他の義務教育経費に振り向けられるものではない。

地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、 算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検 討を行うべきである。生徒数などの客観的指標に拠ることが制度設計上直ちには困難である場合は、例えば、当面、現行の標準定数等によって計算される国庫負担金額を地方に交付し、その範囲内であれば実際の定数や給与水準を地方の裁量で決めうるとするような定額化、交付金化を行った上で、次の段階として、より客観的な基準による制度への移行を図るとの構想もあり得よう。

教職員給与問題に関しては、平成16年度の国立大学法人化、平成18年度の公務員制度改革が密接に関連することから、直ちに検討に着手し、平成16年度、平成18年度をそれぞれ節目として見直しを実施すべく検討を進める。

義務教育費国庫負担金の一般財源化等【継続的検討】

経費負担の在り方の問題は、教育制度自体の見直しと並行して検討されるべきものであり、より良い教育を支える制度として相応しい経費負担の仕組みを追及すべきである。

上に述べた一連の見直しや市町村合併の状況等を踏まえつつ、現在進められている教育改革の中で義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に得るべきであり、それに併せ、義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化について検討を行う。

都道府県と政令指定都市間の県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の 設定権限の移譲【平成15年度中に結論】

市町村立小中学校等の教職員給与は都道府県が負担する一方、教職員の任命権は、 既に都道府県から政令指定都市に移譲されている。その結果、政令指定都市において は、教職員の任命権は有するものの給与負担者ではないという歪みが生じており、任 命権者であるにもかかわらず給与関係事務処理は、常に都道府県を介して行わなけれ ばならない。

教職員の任命権と給与支払い権の所在を一致させ、事務の合理化を図るとともに、 義務教育経費全額負担を政令指定都市において実現するために、県費負担とされて いる教職員給与を政令指定都市負担とする方向で見直す。

それとともに、義務教育に関する権限の政令指定都市への移譲も行うこととし、具体的には学級編制の基準や教職員定数の設定に関する都道府県の権限を政令指定都市に移譲する方向で検討する。

これらについては、平成14年度から検討を開始し、関係道府県及び政令指定都市の教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。

市町村費による教職員配置【平成14年度から実施】

国の定める教職員定数はあくまで標準であり、都道府県はこの定数を超えて教職員 を配置することが可能である(ただし、経費は全額県の負担)。しかしながら、市町 村には、都道府県の定める定数を超える常勤の教職員配置は現在認められていない (非常勤講師は可能、ただし、経費は全額市町村負担)。

市町村の権限と責任を拡大する観点から、新たに市町村費により都道府県の定める定数を超えて教職員を配置できるようにする方向で検討する。

都道府県及び市町村教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成14年度から検討することとするが、現在検討されている構造改革特区の枠組みの中で先行的に平成14年度中を目途に制度化し、その導入・実施の状況を見つつ、更に検討を進める。

〔機動的、弾力的な教員の人事・給与体系の構築〕

円滑な人事交流を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し【 平成15・ 16年度から実施・ 平成18年度から実施】

公立学校教員の給与制度改革については、次のとおり2段階で実施する。

国立大学の法人化に伴い、現在の国立学校準拠制を平成16年度に廃止し、教員と一般職員の円滑な人事交流も念頭に置きつつ、より弾力的、機動的な教員人事が可能となる体系とする方向で各都道府県が給料・諸手当をより自主的に決定できるよう見直しを行う。このための関連法案を平成15年の国会に提出し、平成16年度から実施する。なお、平成15年度から可能なものは前倒して実施することとする。

さらに、平成18年度に実施される予定の公務員制度改革(能力・業績を適正に評価し、処遇に反映)と歩調を合わせて教員給与制度の一層の見直しを検討し、各県の自由度を高めるととともに、能力・実績に応じた処遇が可能な給与体系を構築する。このため、平成15年度から審議・検討の場を設け、地方公共団体等関係者の意見を十分に聴取し、平成17年度を目途に制度化を検討し、平成18年度から実施する。

当会議としては、これらの見直しに際し、教員給与を一般職員より一律に優遇している制度の見直しや、義務教育費国庫負担金の交付金化等に向けた検討を行うべきと考える。

〔義務教育費国庫負担金の手続き簡素化に向けた検討〕

事務手続きの一層の簡素合理化【平成15年度から実施】

義務教育費の国庫負担制度は、現在、小・中学校及び盲・聾学校に関する義務教育 費国庫負担法と、養護学校に関する公立養護学校整備特別措置法の2つの法律を根拠 に処理が行われており、ほとんど同じ内容の事務手続きが並行するという煩雑なもの となっている。

この二つの根拠法を一本化することにより、別々に行われていた事務作業及び各種調書の統一を図る。

さらに、負担金手続きのうち、最も作業量を要する決算額等調書について、現在 は毎月、実数と標準定数を突合しているが、この作業を特定月のみに限定する等の見 直しを行い大幅な事務の簡素化を図る。 これらの簡素化について、可能なものは平成15年度から実施する。

事務手続きの電子化【平成14年度から検討し、手続きの電子化の動向等を踏ま え見直し】

現在、国・地方を通じて電子政府、電子自治体化の検討が進められている中で、補助負担金手続きの電子化に向けて、各都道府県における給与関係のシステム環境を統一する方向で検討する。

とりわけ、平成16年度の国立学校準拠制廃止に伴う公立学校教員の給与制度改革 等を踏まえつつ、新たなシステムの導入について検討する。

国庫負担制度の見直しに伴う事務手続きの抜本的な簡素化【継続的検討】

前述した義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、より抜本的な手続き簡素化の検討を行う。

(3)国・地方の役割分担に応じた財政的措置の在り方

先の義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育分野における国・地方の役割に応じた財政的措置の在り方であり、ここではその他の分野における同様のテーマを取り上げるものである。

中間報告でも述べたとおり、地方分権改革も我が国の行財政改革の流れの中で位置付けられるものであり、行財政改革と調和した地方分権を進めるためにも、国の関与の縮減に応じて国の財政的措置も縮減していく必要があろう。

具体的には、高校教育と大学教育に関し、特殊法人改革や大学改革の動きを踏ま え、以下の提言を行う。

【 国・地方の役割分担に応じた財政的措置の在り方に関連する具体的措置 】

高校生に対する育英奨学金事業への国の関与の見直し【平成16年度中に実施】

特殊法人日本育英会の廃止に伴い、大学等の奨学金については学生支援業務を統合的に実施する独立行政法人の業務とする一方、高等学校に関する奨学金事業は、早急に条件を整備して平成16年度以降都道府県へ移管することとされた。移管後においては、地方の実情を踏まえた事業が可能となるよう、高等学校奨学金事業に係る国の財政措置の在り方についての検討を行う。

当会議としては、特殊法人廃止が地方への新たな奨励的補助事業の創設につながらぬよう十分留意すべきであると考える。

法人化に伴う国立大学等と地方との連携【措置済み】

国立大学等と地方との関係については、中間報告において、自立した地方を前提とする地方分権の趣旨に照らしながら、平成16年度の国立大学等の法人化に際して両者の連携・協力が今後より一層円滑となるよう見直す旨の提言を行った。この趣旨も踏まえ、大学法人化を待つことなく、平成14年10月に一定の要件の下で、地方公共団体から国立大学等への寄附金等の支出を可能とする政令改正が行われた。

(4)総合行政の観点からの教育用施設の有効活用

当会議の強く提唱する総合行政化の施設面からの下地作りとして、今後とも余裕教室を中心とする教育用施設の積極的活用を主張し続けたい。国による制度見直しとともに、地方による積極的取組みも求められる分野であり、地方の注意も喚起したい。

【 総合行政の観点からの教育用施設の有効活用に関連する具体的措置 】

補助金等により整備された学校施設等の活用促進【平成14年3月に措置済み】

補助金等を受けて整備された学校等の建物について、地方がその建物を補助等の目 的以外の用途に使用する場合等は、大臣の承認を得るか、納付金を納めるか、一定の 期間(財産処分制限期間)を経過していることが要件とされている。

こうした施設を地域に開放することによって、地方行政の総合化の環境整備を図っていく観点から、地方のより自主的・弾力的な施設運用が可能となるよう、かかる施設に関する財産処分制限期間を短縮した(平成14年3月措置)。

(例)

・鉄筋コンクリート造校舎:60年 47年 ・鉄骨造校舎 :40年 34年

教育用施設の一層の有効活用【平成14年度から実施】

総合行政推進の観点から、顕著な事績を上げている教育用施設活用事例等について、 今後とも引き続きインターネットや広報パンフレット等を通じた情報提供に努め、市 町村における学校施設の有効活用の一層の促進を図る。

(5)生涯学習、社会教育分野における国の関与の抜本的見直し等

児童、生徒を対象とするものではない生涯学習、社会教育の分野に関しては、地方に対する国の関与は抜本的に見直し、国は基幹的な国の施設の運営や調査研究、情報提供等にその役割を特化していくべきとの基本方針の下、以下のような措置を求めたい。なお、従来から指摘されている埋蔵文化財の取扱いに関する措置も、ここで触れ

ることとする。

【 生涯学習、社会教育分野における国の関与の抜本的見直し等の観点からの具体 的措置等 】

国の役割の特化【平成15年度から実施】

生涯学習・社会教育分野においては、地方公共団体や民間の自主的・主体的取組みによって地域の個性が現れるよう、国の関与を極力縮減する方向で見直す。関連する補助負担事業については、平成15年度から順次縮減に努める。

公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準の大綱化・弾力化【平成14年 度中に実施】

公立博物館や公民館の設置及び運営に関する基準については、基準を定量的に示したものとなっているが、平成14年度中を目途に大綱化・弾力化を図り、国の関与の限定化と地域の自由度の向上に努める。

埋蔵文化財発掘調査の費用負担に関する調整の円滑化の検討【継続的検討・実施】

埋蔵文化財の発掘調査の費用負担については、地方公共団体が原因者負担を求める際に支障を来たさないような仕組みの検討が必要である。何らかの法制化の可能性も念頭に検討すべきと考えるが、法制化が困難であるとしても、運用面での改善に積極的に取り組み、例えば、各地方公共団体における関係部局の連携強化や開発前の発掘調査の内容・費用の客観化・標準化の促進等を通じ、円滑な調整が可能となるよう努める。

(6)必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直し

教育・文化の分野では、これまでも必置規制的な国による関与の見直しは適宜進められてきているが、他分野と同様、引き続き全般的、経常的に検討していくべきであると考える。

【 必置規制的なものの全般的、経常的な検証と見直しに関連する具体的措置 】

組織や人員に関する国の義務付けの全般的、経常的見直し【逐次実施・継続的検討】

事務事業の執行体制や実施方法に関する地方の裁量は幅広く認められるべきである との考え方に基づき、必置規制に代表される地方の組織・人員に関する国の義務付け については、原則として廃止・縮減する方向で、全般的な検証を継続して行う。

学校栄養職員、学校事務職員に関する国の関与の見直し【継続的検討】

学校栄養職員や事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び 義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能 となる方向で、引き続き検討を行う。

3.公共事業

中間報告でも指摘しているが、今回、公共事業の在り方について述べるに当たり、 公共投資基本計画以降10年間の公共事業をめぐる環境変化を、改めて、振り返ってお くこととしたい。

その第一は、社会資本整備水準の向上である。当初の公共投資基本計画の目標年次を過ぎて、社会資本の多くが、当時、目標としていた水準に達しつつある。分野別・地域別にみれば、なお整備すべき分野が残されているが、社会資本の整備は相当程度進展したとの認識をもって、今後、受益と負担の関係を明確化し、社会資本の管理主体が個別の事業ごとのニーズや費用対効果に基づいて事業の要否を自らの責任において判断し、執行する体制を確立していかなければならない。また、一定程度に達した既存ストックの適切な維持・更新、有効活用をより重視していくことが必要である。

第二は、この間の財政状況の著しい悪化と、少子高齢化等である。著しく悪化した 財政状況、少子化傾向、高齢化の中で、団塊の世代が数年内に年金受給世代を迎える ことを考えれば、今後の公共投資の姿も、従来とは異なるものとならざるを得ない。 今後の利用動向や生活水準を考慮する必要はあるが、我が国の少子高齢化の結果、将 来的に人口の減少が見込まれることは、多くの場合、社会資本のユーザーの減少を意 味していることを認識する必要がある。

第三は、公共事業に対する国民の不信感である。公共事業については、その透明性や説明責任、国民や地域住民の意思の反映、効率性等について様々な批判が寄せられている。このような批判に対して、改革の取組みが積極的に行われているが、このような不信感を払拭できるよう、国民からみて公正、透明な意思決定が行われる仕組み、受益と負担の関係を踏まえた地域での総合的な選択を重視し、限られた貴重な財政資源が効率的に使用される仕組みを構築すべく、諸制度の改革に取り組むべきである。

以下、公共事業について、当面、取り組むべき課題について掲げる。

(1)公共事業関係長期計画等の見直し

公共投資をめぐる環境変化を踏まえ、見直すべき事項に公共事業関係長期計画がある。公共事業関係長期計画については、基本方針2002を踏まえ、国土交通省では、従来の長期計画を一本化し、国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)を策定することを基本として、検討が進められている。また、農林水産省においては、これに関連する長期計画の在り方の検討や、土地改良長期計画策定の作業が進められている。

当会議としても、こうした公共事業関係長期計画見直しの方針は基本的に支持するものであるが、幾つか検討に当たって留意すべき点を述べておきたい。

その第一は、地方が事業主体となる事業の扱いである。基本方針2002では、地方が主体的に決定すべき地方単独事業は、国の各種公共事業関係長期計画の目標とは位置付けないこととされている。その一方、国が政策目的実現のために補助負担金を交付する補助事業については、長期計画上に位置付けられるが、計画策定に当たって、補助事業の事業主体は地方であることに配慮すべきである。なお、長期計画にアウトカム目標を定める際、地方単独事業や補助事業による成果も含めて記述することが必要な場合には、その趣旨を明らかにすべきである。第二は、長期計画の策定に当たって、社会資本整備水準の向上等を踏まえつつ、既存施設の維持更新、有効活用を重視した計画としていくべきことである。第三は、長期計画の基礎となっている緊急措置法の在り方についても検討を行うことである。併せて、緊急措置法ではなく、各個別事業分野の恒久法に長期計画の根拠がある場合も、計画の在り方について検討を行うべきである。

(2)補助事業等における国と地方の関係の明確化

補助事業(国庫負担金や国庫補助金を受けて地方公共団体が行う事業)については、 国民、地域住民から見て、国と地方の関係が明確で、責任の所在や受益と負担の関係 が透明なものとなるように努めていくことが必要である。

このため、まず、国の関与する事業は限定し、地方の主体性を生かした社会資本整備に転換する観点から、国庫補助負担事業の廃止・縮減を実施に移していくべきである。その具体的な考え方については、基本方針2002及び総理指示に基づく国庫補助負担事業の廃止・縮減の在り方と併せて、(6)において後述する。

また、国と地方の関係をより透明なものとしていくためには、補助事業に係る公共 事業再評価システムの位置付け、省庁の枠を超えた類似事業に関する調整システムの 明確化、統合補助金等に係る運用関与の改善などに今後とも取り組む必要がある。

【 補助事業等における国と地方の関係の明確化の観点からの具体的措置 】

公共事業再評価システムにおける補助金返還ルールの明確化と周知徹底【平成 14年度中に実施】

各省が必要に応じ定めている公共事業再評価に関する要綱、要領は地方自治法第 2 45条の 4 に定める技術的助言であり、補助事業についても、各地方公共団体が実施する公共事業等の再評価は地方公共団体が自主的に行うものである。公共事業再評価システムに関する国と地方の関係の透明化を図る観点から、政策評価法の趣旨に沿った適正な手続きを経て実施された公共事業再評価の結果、事業主体である地方公共団体

が補助事業を中断した場合には、補助金等適正化法上の義務違反がない限り、補助金 等の返還を求めることがないことについて、再度、周知徹底を図る。

複数省庁が所管する公共事業における調整システムの明確化【平成14年度中に 着手】

道路・農林道、下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽、地すべり等の災害関連事業、海岸事業、港湾・漁港等複数省庁が所管する類似事業については、第3次行革審の指摘も踏まえ、法律に基づく基本計画、協議調整規定の適切な運用、関係省庁間での調整会議の設置や地方公共団体への通達に基づく調整の仕組みの導入などにより、一定の成果を上げてきたところであるが、今後、調整システムにおける国と地方の関係についても、国民にとってより分かりやすく、透明と感じられるとともに、地域における重複投資の調整により実効のあるものとしていく必要がある。

これらの調整の仕組みは、従来、法令の規定のほか、関係省庁から地方公共団体に対して発出された通知等に基づき実施されてきたが、地方分権一括法の施行に伴う一括整理に際し、内容や法的性格、効力等が不明確なままとなっている面がある。その後、所要の措置が講じられたものもあるが、それ以外のものについては、通知内容を整理するなどにより、通知やこれに基づく都道府県構想の法的性格の明確化を図るとともに、調整の効果、地方公共団体と国の関係省庁の調整の在り方、構想策定に係る関係市町村や地域住民の意見の反映の在り方などの明確化を図り、周知徹底を図るべきである。

汚水処理に関する調整システムの明確化等【平成14年度中に着手】

下水道及び農業集落排水の整備、管理、合併処理浄化槽整備への助成はいずれも市町村の自治事務であるが、都道府県が策定する汚水処理に関する構想により総合調整が図られている。この総合的調整の仕組みは、地方分権一括法の施行に伴い、関係省庁通知は国から都道府県に対する技術的助言、都道府県構想は都道府県から市町村に対する技術的助言との性格を持つものとされている。

現在、都道府県の汚水処理の整備に関する構想の見直しが進められているため、その状況を見極めつつ、関係省庁通知は地方分権一括法施行前の平成7年に発出されていること、これら汚水処理の在り方は市町村行政や住民生活に及ぼす影響が極めて大きいことを踏まえ、関係省庁通知の内容の再整理と都道府県構想の位置付けの明確化を図って周知徹底を図る。また、市町村や住民との関係の透明化を図る観点から、法令上の仕組みも視野に入れて検討する必要があるとの意見もあるが、当面、法令化にかかわらず、必要なものについては、市町村や住民との関わりを明らかにするための仕組みを整備すべきである。

同一法に基づく事業の地方公共団体における総合的な取組みの促進【平成14年 度中に着手】

一つの法律に基づく事業を複数省庁が所管する場合の調整は、法令の規定のほか、

通知等に基づき行われてきたが、地方分権一括法の施行に伴って失効した通知について、その旨周知徹底を図ることとするとともに、海岸事業について新たに技術的助言に係る通知を行う等、今後とも、事業を執行する地方公共団体の現場での総合的な取組みを促進する。

統合補助金の拡充、統合補助金の実態調査の実施と運用関与の改善、補助金等 適正化法との関わりの点検と検討【逐次実施】

地方公共団体の裁量を高める見地から「国が箇所付けしない」ことを基本として導入された統合補助金については、その後着実に拡充されてきているが、今後とも対象 事業の拡充を図る。

統合補助金に係る地方六団体の調査結果を踏まえ、所管省庁において必要な実態調査等を行い、その結果に基づき、手続きの簡素化を始め、所要の見直しを行う。

統合補助金の導入から間もないことから、国、地方双方で「国が箇所付けしないことを基本として具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組み」等とするものであること、補助金等適正化法の適用があることから従前の補助金等と同様の必要とされる手続きがあること等、統合補助金に対する認識の浸透を図っていくことも必要である。

統合補助金と補助金等適正化法の関わりについては、補助金等適正化法の範囲内で 交付決定の際の補助金等の単位や条件付与等の工夫を補助要綱の中で行うことで改善 を図ることができる部分もあるのではないかとの観点から、点検を行っていくことも 必要である。

(3)事業主体としての国と地方の役割分担の明確化と直轄事業に係る国と地方の 関係の明確化

国民から見て、透明性が高く公正で信頼できる公共事業とするためには、明確な基準によって、事業主体が定められていることが必要である。中央省庁等改革基本法第46条等により、国の直轄事業は全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、その範囲については客観的な基準などにより、明確化を図ることとされた。当該基準が未制定のものについては、早急に整備を図ることが必要である。今後、直轄事業の基準の運用に当たっては、維持管理を行う主体が整備主体となる方向で検討されるべきであり、既存の社会資本ストックの維持管理・更新を効率的、効果的に行う観点から、直轄事業で行う改修事業は、自ら管理する施設に極力限定していく方向で検討していくべきである。

また、直轄事業に関して、国と地方の役割分担や受益と負担の関係を、国民、地域住民にとって、より透明なものとしていくことが必要である。地方分権推進計画に基づき、直轄事業負担金に係る開示事項の拡充が図られてきたことは評価すべきである

が、今後においても、積極的に開示内容の拡充に努めると同時に、情報提供の内容、時期、手法等をできる限り事前に明確化すること、地方公共団体との協議会等を通じた情報提供により相互理解を図ることなど、今後も、改善に向けての取組みをより一層進めていくべきである。

(直轄事業に係る事前協議等)

中間報告において提言した直轄事業に係る事前協議制度等の導入の検討は、地域住民が地方公共団体を通じて地域の受益と負担を考える前提として、地方公共団体に直轄事業に対する財政負担の判断の余地があるよう、地方公共団体が事業の実施について関与する仕組みが保障されていることが必要である、との観点に立つものであった。

これに対して、国土交通省からは、直轄事業についても都市計画決定等は地方公共 団体が実施することとなっていること、河川整備計画等は地方公共団体に法定の意見 聴取を行う等事業実施に係る調整を行っていること、直轄事業に係る連絡・調整の改 善を図っていること等も踏まえつつ、国が責任をもって一元的に管理を行う道路や河 川等の直轄管理区間における直轄事業を、地方公共団体との協議対象とすることは適 当でないとの見解が示されている。

その上で、地方公共団体の要望等も踏まえ、国土交通省からは、従来から行っている事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図るための措置を周知、徹底する、新たに地方公共団体幹部と地方部局幹部との定期的会議を設置し、調整を図る、当該会議を活用して、直轄事業負担金の負担に係る問題点の実態及びその解決方法について検討し、実態上問題が生じないよう協議の在り方について検討・改善を図る、との方針が示された。

こうした国土交通省の取組みについては、当会議としても、評価できるものと考える。

その上で、当会議としては、地域に受益との関係で負担を求める直轄事業負担金制度が維持される場合、こうした取組み及びその定着状況を見定めた上で検討を行い、なお必要性があると考えられるのであれば、直轄事業の実施に当たって地方公共団体との事前協議制度等の導入を検討するよう、提言したい。

なお、既に協議制度が導入されている直轄事業についても、その内容の充実を図っていくべきである。

【 事業主体としての国と地方の役割分担の明確化の観点からの具体的措置 】

河川・道路の直轄管理区間の指定基準の法令化【平成14年度中に着手】

河川及び道路についての直轄管理区間の指定基準については、平成15年度を初年度とする国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の策定過程において必要な作業を行い、策定する。

なお、国道の直轄管理区間の指定基準については、当該基準が、新設・改築に関する国と地方の役割分担にも適用されるものとする。

地方公共団体と地方部局との定期的会議の開催【平成14年度中に実施】

地方公共団体幹部と国土交通省の地方部局幹部の定期的会議を設置し、事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図る。

地方整備局における公共事業に係る施策運営の共同点検等のための機関の設置 【平成14年度中に実施】

地方公共団体、経済界、市民等第三者と地方部局との施策運営の共同点検等のための機関を地方整備局に設置する。

直轄事業負担金を徴収する直轄事業の実施に係る地方公共団体との事前協議等 【平成14年度以降逐次実施】

従来から行っている事業等に係る情報交換・意思疎通の円滑化を図るための措置を 周知、徹底するとともに、新たに設置する地方公共団体幹部と地方部局幹部との定期 的会議において、調整を図る。さらに、当該会議を活用して、直轄事業負担金の負担 に係る問題点の実態及びその解決方法について検討し、実態上問題が生じないよう協 議の在り方について検討・改善を図る。

なお、当会議としては、地域に受益との関係で負担を求める直轄事業負担金制度が維持される場合、こうした取組み及びその定着状況を見定めた上で検討を行い、なお必要性があると考えられるのであれば、直轄事業の実施に当たって地方公共団体との事前協議制度等の導入を検討するよう、提言したい。

維持管理に係る直轄事業負担金の段階的縮減等【逐次実施】

地方分権推進計画に基づき、引き続き、維持管理に関する直轄事業負担金の段階的 縮減を含め、見直しを行う。

直轄事業負担金に係る事務費の在り方の見直し【逐次実施】

地方分権推進計画に基づき、引き続き、直轄事業負担金に係る事務費について、国 直轄事業と国庫補助事業の事業執行の在り方等も踏まえつつ、対象となる経費の内訳 や範囲等について均衡のとれたものにする。

(4)社会資本の管理に係る国の関与の縮小

社会資本の管理に関する国の地方公共団体に対する関与も積極的に見直していくべきであり、見直しに当たっては、国と地方の関係にあっても、経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限との原則、事前規制型の行政から事後チェック型の行政への転換という、規制緩和の原則が適用されるべきである。

また、必要とされる関与については、許認可や事前協議の審査基準や手続きの明確 化、関与の内容の透明化に努めていくべきである。

【 社会資本の管理に係る国の関与の縮小の観点からの具体的措置 】

特定重要港湾の入港料に関する関与の見直し【平成15年度中に着手】

地方分権一括法において事前協議(同意)とされた特定重要港湾に係る入港料に係る国の事前協議(同意)については、平成12年4月に認可制から制度改正されたところであり制度の定着状況も考慮する必要があるが、できる限り港湾管理者が自主的・総合的に港湾を管理することができるよう、議会の議決を経ているものであること等を踏まえて、関係者の意見も聴取しつつ、その在り方の見直し作業に着手する。

地方の有料道路料金に係る国の関与の見直し【継続的検討】

地方の有料道路料金に係る国の関与の在り方は、議会の議決を経ているものである ことを踏まえ、有料道路政策全体の見直しの中で、その在り方も検討すべきである。

地方自治法第 244条の 2 に基づく公の施設の管理受託者の範囲の拡大【次期地方自治法改正の際に併せて実施】

現行法上、公共団体、公共的団体及びいわゆる第3セクター等に限定されている地方自治法第244条の2の公の施設の管理受託者の範囲を、民間事業者まで拡大する。

(5)個別の公共事業分野における課題への対応

以上のような総括的事項に加え、個別の分野において指摘すべき事項は下記のとおりである。

国土計画

全国総合開発計画の簡素合理化等国土計画体系の抜本的見直し【平成14年度中に検討、その結果を踏まえて実施】

全国総合開発計画等については、厳しい見直しに基づき、社会資本の整備水準の向上等の社会経済情勢の変化を踏まえて国土の計画的な利用と保全をより重視したものに転換することとし、地方公共団体の自主性、主体性をできる限り尊重する観点等か

ら、その効果や影響が全国的、広域的な範囲に及ぶプロジェクト等を記述の対象とすることを基本とする等その簡素合理化を図る。

全国総合開発計画と国土利用計画全国計画を統合することに伴う国土総合開発法及 び国土利用計画法の検討に当たって、地方公共団体が自主的に策定している総合計画 等と国土利用計画法に基づく計画の関係の弾力化を図るなど、簡素合理化を図る方向 で、整理する。

その際、都府県総合開発計画、都府県総合開発審議会に係る規定については、地方 分権の観点からその必要性について見直し、整理を行う。

総合保養地域整備法

同意基本構想の廃止等制度の根本に立ち返った見直し【平成14年度中を目途に 検討、一定の結論】

総合保養地域整備の在り方について、政策評価や「総合保養地域に関する懇談会」の検討結果等も踏まえ、見直しを検討する。その際、この間における社会経済情勢の変化を踏まえ、今後の進捗の見込みがなく、実現性が乏しくなっている地域の同意基本構想については、廃止される方向で整理する。

都市計画、農地等の土地利用制度

都市計画及び農地転用の制度改正の状況の速やかなフォローアップ等の実施 【平成16年度以降を目途に実施】

都市計画及び農地転用許可権限の在り方については、地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改正の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改正から5年以内を目途にフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討する。その際、関連する制度の在り方等についても、検討するものとする。

特例市等への農地転用の権限移譲の在り方の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】

フォローアップに基づき見直しを検討するに当たっては、都道府県の許可権限の在り方と併せて、都道府県の法定受託事務とされた農地転用許可権限についても事務処理特例条例によって市町村移譲ができることとされたことを踏まえ、事務処理特例条例による権限移譲の進捗状況を見極めつつ、特例市等一定の規模能力のある市町村への権限移譲の在り方も、検討課題とすることとする。

農地制度の見直し【平成14年度中に検討、一定の結論】

有識者懇談会での議論を踏まえ、農山村をめぐる国民の価値観の変化、農山村地域における土地利用に関する課題等に対応する観点から、住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組みを促進するため、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの構築を検討する。

人口要件の引下げ等による特例市等の拡大による開発許可権限の移譲【平成14 年度中に検討に着手】

都市計画法に基づく開発許可については、人口要件の引下げ等による特例市等の拡大により、権限の移譲を図る。

三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担の在り方、権限移譲等の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】

地方分権推進委員会の勧告等に基づく都市計画制度の改正の定着状況についてフォローアップを実施し、その結果に応じて見直しを検討する際、三大都市圏の中核市への権限移譲について、都市機能の集中実態、他の事務の移譲状況、地方自治制度上の位置付け等を踏まえて検討する。

河川

河川に係る地方公共団体からの意見等への対応状況の公表【平成14年度中に実施】

関係市町村から寄せられる直轄河川の管理に関する意見等への対応状況を、国土交通省地方整備局ホームページ上に公表する。

河川整備基本方針の策定における都道府県の意見を適切に聴取、反映されるような仕組みの充実【平成14年度中に実施】

各一級河川の河川整備基本方針の策定に関し、指定区間については都道府県が管理 していることも踏まえ、社会資本整備審議会河川分科会の構成に当たって、関係する 都道府県知事を審議会の臨時委員とすることを委員任命の運用上のルールとすること により、実質的に意見を反映できる仕組みとする。

砂防及び地すべり防止事業

砂防指定地等の指定に係る実態調査【平成14年度中に着手】

砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限の在り方に関し、地方公共団体の状況、 砂防指定地指定事務及び砂防指定地管理等について、データ収集・分析等の実態調査 を実施する。

砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限の都道府県への移譲の検討【平成14年度中に着手する実態調査結果を踏まえ検討】

全国知事会から、都道府県知事から指定要望のあった箇所について国土交通大臣等が指定を行っていること、実質的な事務は都道府県が行っていること等を理由として、 権限移譲の要望がなされている砂防指定地又は地すべり防止区域の指定権限について、 実態調査の結果を踏まえ、権限移譲について検討するものとする。

砂防、地すべり、治山等の対策に係る都道府県段階での総合的な取組みの促進 【随時実施】

砂防、地すべり、治山等の対策について、地方公共団体の意見を聴取しつつ、都道 府県段階等での総合的な取組みを促進する。

道路

地域の実情に応じた道路整備に資する道路の構造に係る見直し【平成15年度以 降逐次実施】

地域の実情に応じた道路整備を弾力的に進める観点から、道路構造令等の基準の見 直し等を行い、道路の構造に係るローカル・ルールを導入する。

まず、交通量が少なく狭隘であるが、沿線住民の生活維持の観点から必要不可欠な中山間地域の道路の区間について、地域の実情に合致した道路構造とすることにより、一定の旅行速度と安全性の確保を迅速に実施することを目的とした 1.5車線的道路整備手法を導入する。

さらに、都市内において限られた道路空間やコスト縮減等の課題に対処するため、 乗用車や小型トラックのみ通行可能とする「乗用車専用道路」制度等を導入する。

道路関係の統合補助金の拡大の検討、地方道路整備臨時交付金の運用の実態把握と改善【逐次実施】

道路関係の補助事業における統合補助金の拡大を検討する。

地方道路整備臨時交付金について、運用の実態把握に努めるとともに、その結果に基づき、所要の改善に努める。

住宅

都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容等の見直し【平成17年度までに検討】

住宅建設計画法に基づく住宅建設計画の枠組みについて、公営住宅制度について地方分権の推進を図る観点等から、都道府県住宅建設五箇年計画に係る国の関与や内容を含め、現在の第八期住宅建設五箇年計画の期間中に見直しを実施する。

公営住宅等に係る補助制度の見直し【逐次実施】

公営住宅等に係る補助制度については、公営住宅建替と大規模改修(リフォーム、耐震改修)等の選択の弾力化等、地方公共団体の総合的な取組みを支援することとし、地方公共団体が自主的に策定する「公営住宅ストック総合活用計画」に沿って、大規模改修等に対し助成する等必要な措置を講ずる。

都市公園

都市公園の設置基準、公園施設の種類を含む都市公園の設置及び管理の在り方など都市公園制度の見直し【平成14年度中に検討】

都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、地域の実情に応じた公園整備をより一層促していく観点から、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会において、今年度中に次の事項を中心として、都市公園の設置基準、公園施設の種類等を含む都市公園制度の在り方について審議を行い、その結果を踏まえて、必要な措置を講じる。

公園施設・占用物件について、都市公園法施行令に限定列挙されていたものを、建ぺい率の上限等を定める等、オープンスペースとしての機能の保持に留意した上で、条例により追加可能とする。

身近な公園に関する設置基準について、運用の実態を踏まえ、できる限り概括的な基準に止めるよう、政令で一律に定めている誘致距離の標準に代えて、市町村が定める緑の基本計画において、地域の自然的・歴史的条件等を踏まえた配置方針を定めることとする。

なお、都市公園法施行令において定められている一の市町村の都市公園面積の標準は、都市公園整備は当該市町村の自然環境や歴史的環境も踏まえて自主的に行うべきことから、その在り方の見直しを検討することとし、今後、単純な引上げは実施しない。

下水道

下水道の費用負担の在り方や整備手法等の検討【逐次検討】

下水道の整備に当たっては、大都市部の汚水処理を中心に整備水準が向上し、今後、維持管理・更新が重要となることを踏まえ、経営的視点から費用負担の在り方や整備 手法等について検討する。

また、流域単位で効率的に水質環境基準等の目標を達成するため、排出者責任と受益の帰着の観点から、流域全体の費用負担について検討する。

下水道の維持管理の民間委託の促進方策の策定【平成14年度中に実施】

維持管理業務委託等調査専門委員会における検討を踏まえ、平成14年度中に民間委託の促進に必要な条件整備の在り方をとりまとめ、これに基づき必要な措置を講じる。

下水道施設基準の制定【平成14年度以降実施】

下水道施設基準について、性能規定として基準を制定する。

港湾

効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の観点等のこれまでの方向を 踏まえた取組み【逐次実施】

港湾については、地方分権推進委員会第5次勧告を踏まえ、直轄事業の基準の明確 化が図られてきたところであり、効率的・効果的な国際・国内海上輸送網の構築等の 観点から重要港湾から地方港湾への見直し、直轄事業箇所数の縮減等の取組みが進め られてきたところである。

今後とも、そうした方向での取組みを検討するとともに、政策上の重要性等に配慮 した効率的・効果的な投資に努める。

農業農村整備

農業農村整備における国の役割の重点化【平成15年度以降逐次実施】

農業農村整備においては、これまでも事業実施方式の改革に取り組んできているが、 農業農村整備事業については、地方分権推進の観点から、今後とも、国の役割の重点 化を進める。

このため、国営農地開発事業を廃止するとともに、国営かんがい排水事業のうち国営造成土地改良施設整備事業の採択要件を引き上げる。

農業農村整備に係る費用対効果分析の一層の高度化及び再評価、事後評価における費用対効果分析の実施【平成15年度以降実施】

農業農村整備事業においては、費用対効果分析の内容について、算定手法の一層の向上を目指した検討を行い、また、国の直轄事業に係る再評価や事後評価においても 費用対効果分析を適用することとし、平成15年度以降、段階的な試行に着手する。

既存の生産基盤施設に係る改修事業の性格を踏まえた事業実施の在り方【平成 15年度以降実施】

直轄事業を含め、既存の生産基盤施設に係る改修事業の実施に当たっては、管理主体による適切な維持管理を促していく観点から、改修事業の性格を踏まえた事業実施の在り方を検討することとし、予防保全等土地改良施設の長寿命化に資する維持管理や、計画的・機動的な更新の実施など、基幹的な農業水利施設の適切で効率的な保全と更新について、検討を進め、実施に移す。

地域主体の森林管理の在り方

地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の検討【逐次実施】

借入金に多くを依存して分収林を造成してきた林業公社が各地域で経営的に厳しい 状況となっているように、民有林においても、森林所有者による林業生産活動を産業 政策の観点から助長していけば適切な森林整備が行われ、森林の公益的機能が自ずと 確保されるとの考え方の転換が求められている。

森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、森林

整備・管理のために必要な財源の確保を図るとともに、今後さらに、地域の実態を踏まえて地方公共団体がより自主性を発揮できるような民有林管理の方向性を検討し、 実施に移していく。

廃棄物対策

廃棄物処理に係る国の総合的な責任の明確化等【平成14年度中に中央環境審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】

平成14年中に中央環境審議会において必要な検討を進め、その結果に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等必要な措置を講じる。

この場合において、現在、暫定的に法定受託事務とされている都道府県の産業廃棄物許可等の事務については、産業廃棄物対策が我が国の環境政策における全国的な問題となっていることを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、国の責務や総合的な責任強化の方向の明確化等を図った上で、法定受託事務と位置付ける方向で検討する(地方分権推進計画の定める法定受託事務のメルクマールについては、産業廃棄物処理の現状を踏まえて、今後整理を行うものとする。)。なお、悪質な産業廃棄物処理業者が優良な産業廃棄物処理業者を駆逐する構造を打開し、優良な業者が市場において優位に立てるようにする全国的な構造改革を急ぎ、これを成し遂げた時点においては、廃棄物処理に係る事務事業の本質及び産業廃棄物をめぐる環境変化を踏まえ、自治事務とすることを検討するものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の国の責務については、産業廃棄物分野の構造改革を進め、円滑に成し遂げるという観点から、産業廃棄物処理に関する国の 責務を明確化する方向で検討する。

また、広域行政の視点も踏まえ、国の総合的な責任の強化を図る観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の国の廃棄物に関する基本方針の内容の明確化を図る。

産業廃棄物最終処分場や広域的不法投棄対策に係る国の関与の強化【平成14年 度中に中央環境審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】

産業廃棄物最終処分場などの産業廃棄物処理施設については、公共関与による処理体制確保を図るため、各都道府県の取組みや大都市圏の自治体の共同での取組みに対する支援措置等の一層の活用を図る。

排出事業者責任原則に沿って、民間による処理体制確保を基本としつつ、民間の処理体制確保にも資するよう、国民・事業者の理解を求める普及啓発を含め、処理業者の更なる優良化や優良な施設の立地促進を図るなど、処理施設設置の円滑化につながる施策を実施する。

広域的な不法投棄対策について、都道府県における責任追及などの対応が、より迅速、的確に行えるよう、関係都道府県・関係機関の連携確保などの点で、国がより積極的に広域的視点から調整・助言する仕組みを創設する。

廃棄物をめぐる様々な問題に関係省庁で総合的に取り組む体制の整備等【平成 14年度中に中央環境審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】

不法投棄対策について、地方環境対策調査官事務所を中心としつつ、河川、海岸、森林等の管理業務を行う他省庁の地方支分部局や、都道府県等と連携する体制づくりを行う。

国の基本方針と都道府県の計画との整合性をとり、県域を超えた問題への対応を図るために必要な措置【平成14年度中に中央環境審議会で必要な検討を行い、その結果に基づき措置】

広域行政の視点での調整という観点から、例えば、最終処分場等の確保が困難な地域における広域的な産業廃棄物処理方針を定める等基本方針の内容の明確化を図るとともに、都道府県が基本方針に則して都道府県廃棄物処理計画を策定するということからも、基本方針について、国及び都道府県が調整する仕組みを創設する。

地方三公社の在り方

地方住宅供給公社の在り方の検討【平成14年度以降実施】

地方住宅供給公社については、地方住宅供給公社検討委員会の検討結果を踏まえ、 自主的解散規定の創設等地方住宅供給公社の業務や組織運営の在り方について、地方 公共団体の意向を踏まえ国の関与の簡素合理化等の観点からも検討を行い、必要な措 置を講じる。

地方道路公社の在り方の検討【逐次検討】

地方道路公社の在り方については、国における特殊法人改革の動向等を踏まえて、 検討する。

(6)「改革と展望」の期間中における国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の在 り方

政府においては、基本方針2002において、地方行財政改革を強力かつ一体的に推進する観点から、「先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。」こと等を閣議決定し、同日、当会議に対しても検討を行うよう小泉内閣総理大臣から要請が行われた。

こうした要請も踏まえ、当会議は、公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減 等の改革について調査審議を行ってきた。 その過程においては、公共事業関係省からは、当会議のヒアリングにおいて示されたように、基本方針2002を踏まえて、国庫補助負担事業の効率性、透明性を追求する観点から、採択の透明化、時間管理の徹底等事業管理の徹底、事業の重点化、地方公共団体等の創意工夫や発想の活用等の様々な改革方策が提示されるなど、改革への努力が示されている。

こうした状況も踏まえ、その基本的な考え方について、次のとおり提言したいと考えている。

なお、今回の意見において述べている改革と展望の期間中における改革の方向についても、経済財政諮問会議等において、十分な論議が行われる必要があると考えている。

ア 国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の視点

今後における公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減は、国と地方の役割分担に応じた事務事業の在り方を見直す観点から行われるものであり、また、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で検討されることが必要である。こうした観点に立って、公共事業に係る国の関与を重点化する観点から国庫補助負担事業を縮減する方策として、幾つかの基準を提示したい。

その第一は、事業主体の観点からの国の役割の重点化である。この観点から、市町村事業への国庫補助負担金は、汚水処理施設の整備等全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、国が直接、間接に市町村事業に助成することは縮減していくことを原則とすべきである。市町村のエリアを超える効果を持つものについても、その効果が都道府県の範囲内にとどまるものは、都道府県の自主的な対応を見守ることとすべきである。

第二は、公共事業の対象となる公共施設等の性格に応じた重点化である。公共事業の個別法には、その公共施設等の広域性や重要性から、その内容を区分している例が多い。例えば、道路法上は国道直轄区間、補助国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道があり、土地改良法に基づき広域農道、一般農道等がある。また、港湾は、法律上、その重要度に応じた特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の区分があるほか、関連して、重点化を図る観点から中核・中枢港湾という考え方が導入されている。

現在、国庫補助負担金の採択に当たって、こうした区分に応じた格差が設けられているものの、いずれの区分にも何らかの補助制度が設けられていることが多く、地方公共団体の自主性に全面的に委ねられている分野は少ない。今後、国庫補助負担事業の廃止・縮減に当たっては、広域性等対象公共施設の性格に応じた重点化を行うべき

である。

また、既に完成した社会資本の維持管理や既存ストックの更新は、管理主体が自らの財源で責任をもって行うことを原則として、地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきであり、維持補修や日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格も踏まえ、順次国庫補助負担事業の廃止・縮減を実行に移すべきである。

第三は、公共事業に係る採択基準の引上げ等の見直しである。地方分権改革の中で、これまでも、実効的な国庫補助負担事業の重点化の方策として、採択基準の引上げが行われてきた。今後の国庫補助負担事業の廃止・縮減、重点化に当たっては、公共事業の各分野の特性を踏まえた一定の目標をもって、段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討すべきである。また、事業採択に係る費用対効果分析等に当たっては、経済情勢等の適正な反映に努めていくべきである。

このように国庫補助負担事業の対象を重点化することにより、住民に身近な社会資本整備の多くは地方単独事業に委ねられることになるが、このことにより、地方公共団体の総合行政の下で、地域の住民ニーズに則して事業シェアも柔軟に変化するようになることが期待される。また、国においてはこの機会に、国が真に戦略的に行うべきプロジェクトに直轄事業等をシフトさせていくことを基本とすべきである。

併せて、国直轄事業負担金制度について、付言しておきたい。

地方公共団体からは、直轄事業負担金制度に関連して直轄事業の事前協議制度導入の要望があるほか、国直轄事業負担金の廃止、特に、維持管理費に係る直轄事業負担金については直ちに廃止するよう要望がなされている。

この問題については、当会議として、既述のとおり提言しているところであるが、 公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減は、地方公共団体に大きな影響を与え るものであることを受け止めつつ、国直轄事業負担金の在り方についても、地方公共 団体の意見に率直に耳を傾け、検討していくことが必要であろう。

イ 「改革と展望」の期間中の公共事業関係の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の 改革の方向

「改革と展望」は、「国の公共投資については、その時々の経済動向を勘案しつつ、『改革と展望』の対象期間を通じ、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に、その重点化・効率化を図っていく。また、地方の公共投資の水準についても、国と同一基調で見直していくべきである。」としている。当会議としても、改革と展望が示した公共投資水準の重点化、効率化を着実に実施することを求めるも

のであるが、今後における公共事業に係る国庫補助負担事業の廃止・縮減も、これを 踏まえたものでなくてはならない。

当会議としては、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する観点から、今後、「改革と展望」に基づく公共投資の抑制を踏まえつつ、国庫補助負担金の廃止・縮減については、これを上回る縮減を目指して実施すべきであると考える。

その結果、公共投資全体に占める国庫補助負担事業のウェイトは、順次低下していくものと考えられる。

ウ 各事業分野別の国庫補助負担事業の廃止・縮減等の改革の方向

上記のような公共事業に係る国庫補助負担事業の見直しに基づき、当会議における調査審議を踏まえて、公共事業の個別分野ごとの見直しの方向性の概略を述べれば、次のようなものとなる。これらについては、改めて、政府において、個別の事業分野ごとに精査することが必要であることは言うまでもない。なお、下記に掲げた公共施設等はいずれも国民生活に必要なものであり、国庫補助負担事業を廃止・縮減した場合においては、整備水準や事業規模は地方公共団体の自主的な判断に委ねられるとしても、地方公共団体の役割として、必要な事業を実施する責務を有することは留意する必要がある。

道路等

道路については、市町村道のうちその効果が市町村内にとどまるものへの国庫補助 負担事業は原則として廃止・縮減していくべきである。また、国道補助区間や主要地 方道を始めネットワーク形成の観点等から重要なものへ重点化を図っていくべきであ る。また、国庫補助負担事業は、採択基準の引上げ等の検討や、バイパスの整備や大 規模な交差点改良等の基幹的な事業、短期間に集中的に施行する必要のある事業等に 重点化していくことを検討すべきである。

また、農道整備等については、その他の生産基盤整備等と関連して行う農道整備等 を除き、道路事業と同様の方向で、地方単独事業との役割分担を踏まえ、見直しを行 うべきである。

治山、治水

河川、砂防、治山、地すべり、海岸等に関する国庫補助負担事業については、それぞれの性格や広域的な効果等に応じ、採択基準の引上げ等による対象の重点化を図っていくべきである。また、水需要や災害の状況等を踏まえ、新規の多目的ダム、治水ダム等の採択のより一層の重点化を図るべきである。その影響が市町村にとどまる準用河川改修については、より一層、市町村の自主性に委ねていくべきである。

都市公園

都市公園については、都市公園の整備水準の向上等を踏まえ、現在、継続実施中の 事業を除き、効果が一市町村の範囲内にとどまるものは、整備状況等も踏まえつつ順 次、小規模なものから国庫補助負担事業を廃止・縮減し、大規模な公園や都市の防災 上重要な都市公園等に重点化していくことを検討すべきである。

公営住宅

公営住宅については、家賃に係る補助と併せて、公営住宅の新設、改善等は国庫補助負担金を受けて行うことが原則となっているが、既存ストックを最大限活用する観点から、改善事業を重視する方向で建設戸数を見直すとともに、改善事業と建設事業との事業費の配分や小規模な改善事業の実施に関して地方公共団体の自主性に委ねていく方向で、国が整備・管理等に関与すべき範囲等を検討すべきである。

下水道、農業集落排水

下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等は、その整備に要する財源を一定の範囲内で国が負担することを前提に、大都市等から整備が進められてきたものである。こうしたことから、今後も、汚水処理の衛生処理システムが概成するまでの間は、国庫補助負担事業の継続が必要であると考えられる。その際には、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を合わせた全国的な整備水準の今後の見通しとこれに必要な財源全体を明らかにしながら、事業を進めていくことを検討すべきである。

また、汚水処理の衛生処理システム概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要性がある場合等を除き、維持更新に係る国庫補助負担事業は、原則として、順次地方公共団体の自主性に委ねていく方向で検討すべきである。

空港

空港の配置的側面からの整備は概成しており、地域開発・振興を主眼とした地方空港の整備は、地方が創意工夫の下に、主体的役割を発揮することが適当である。このため、地域の自主性をより尊重する観点から、国と地方の役割を見直し、現在、継続中の事業や離島空港を除き地方空港の新設に対する国庫補助負担金は抑制するとの方針に沿って、広域的な国内航空ネットワークの形成に関連のない地方空港の整備については国庫補助負担事業の廃止・縮減を図るとともに、地方単独事業で実施する事業の範囲の拡大等を検討すべきである。

港湾

港湾については、国庫補助負担事業は、重要港湾の中でも中核・中枢港湾等への効率的・効果的な投資が進められているが、今後、利用者数や貨物取扱量等の客観的な指標に基づいて、特定重要港湾、重要港湾、地方港湾の整備の在り方等について検討するとともに、採択基準の引上げ等の検討を行うなどにより、今後の地方港湾の整備に対する国庫補助負担事業は特に重要なものに限定し、その他の地方港湾の事業は、

港湾経営の中で、港湾管理者である地方公共団体の自らの責任と財源で実施していく 体制を確立する方向で検討すべきである。

農業農村整備

農業農村整備については、下水道等他の汚水処理施設の在り方と併せて検討すべき 農業集落排水事業等を除き、農村生活環境に係る国庫補助負担事業は、原則として、 都市部も含めた住民に身近な社会資本整備に対する国庫補助負担事業の見直しと整合 を図りつつ、重点化をしていくことを検討すべきである。

また、農業生産基盤については、算定方法の手法の向上等費用対効果分析の高度化を図った上で、その適切な運用に努めるとともに、国庫補助負担事業の採択基準の引上げ等の検討を行い、国の助成の重点化を図ることを検討すべきである。なお、既存ストックの改修事業等は管理主体の責任と財源で実施することを重視しつつ、農業生産基盤の特性と管理主体を踏まえた適切な財源付与の在り方について検討すべきである。

森林整備

地方公共団体が実施する民有林整備については、地球温暖化対策等を踏まえながら、森林整備・管理のために必要な財源の確保を図りつつ、より包括的な財源措置の在り 方を検討するなど、今後、個別の造林事業ごとに行う国庫補助負担事業を見直し、地 域の自主性をより発揮できるような方向で検討すべきである。

水産基盤整備

漁場との関係に十分配慮する必要はあるが、利用範囲が地元の漁業を主とする第 1 種漁港に対する国庫補助負担事業は、国民への水産物の安定供給の観点から特に重要 なものに限定していく方向で検討すべきである。

廃棄物処理施設

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくごみ焼却施設の改良等が概成しつつあること、今後のリサイクルの推進等に伴うごみ処理需要の動向等を踏まえ、一般廃棄物処理に係る費用の有料化の推進を図ることと併せて、処理性能や機能が一般化、普遍化しているごみ処理施設に係る国庫補助事業は、原則として廃止・縮減し、地方公共団体が自らの責任と負担で施設整備を行っていく方向で検討すべきである。その上で、国が補助を行う事業は廃棄物の現状を踏まえ、新たな需要から必要となる施策に係るものに重点化していくべきである。

(7)公共事業の将来的な姿

当会議の中間報告では、国と地方の税財政制度の基本的な改革の方向も展望に入れつつ、21世紀を見通した新たな時代の公共事業の在り方について、現時点で、その根本からの見直しも視野に入れた検討を開始すべきであることを述べた。

そして、その将来的な姿として、国庫補助負担事業の対象は、直轄事業の実施に当たって進度調整が必要な事業や全国的かつ緊急な課題に対応するもの、大規模な災害復旧事業等一定のものに限定していくこと、それ以外は、原則として、国と地方がお互いに自立し、自らの責任分担分野における公共事業を自らの責任において執行する仕組み、国と地方が適切な役割分担をした上で、それぞれの財源によって建設、維持管理、更新を企画立案から実施まで一貫して行う仕組みを提言した。

我が国の公共投資は、地方が事業主体となって行う国庫補助負担事業のほか、国直轄事業として行われるものにも直轄事業負担金があるなど、国と地方の協調の下で執行することを重視した仕組みとなっており、こうした仕組みの下で、円滑な公共事業の執行が図られてきたものと考えられる。

しかしながら、社会資本整備が相当程度進んできた今日、将来に向けて、国と地方 の新たな関係を構築していくことを検討していくことが必要である。

国庫補助負担事業は限定し、地域に必要な公共事業は自らの財源で行うことを原則とすることで、地域住民の受益と負担の関係は、より明確化される。また、地域で受益と負担の関係や、事業に係る意思決定の多くが完結することで、公共事業の透明性や説明責任が大きく向上することが期待される。そして、このように、国民や地域住民の意思がより的確に反映され、効率的に執行される公共事業の仕組みを確立することが、中央依存から地方の主体性を生かした地域づくりへの転換をもたらしていくことにもつながっていくと考えられるからである。

今回、(6)で提言した「改革と展望」の期間中における公共事業に係る国庫補助 負担事業の廃止・縮減等の改革が実施されることは、当会議が中間報告で述べた将来 的な姿に、近づいていくことになるものと考える。

なお、中間報告でも述べているように、社会資本整備の在り方については、国と地方の役割分担の観点のみならず、あるべき国土像、整備水準や投資の規模についての国民的コンセンサス、財源の在り方、経済や財政制度との関係等幅広い観点から、公共事業所管官庁を始め政府において検討されるべきものである。

今回の意見において述べている改革と展望の期間中を含め、今後の在り方について は、経済財政諮問会議等において、十分な論議が行われる必要があると考えている。 また、こうした公共事業の仕組みへの改革は、それのみで成り立ち得るものではなく、これに伴って、国と地方の税財源配分の在り方の見直しが必要となることは言うまでもない。

4.産業振興

産業政策に関しては、国際貿易に関連するもの、全国統一的な取引規制等国の事務と考えられるものが相当数存在し、また、国を支える産業の国際競争力強化の必要性、国民に対する食料安定供給の必要性等から、一定の国の役割があると考えられる。産業政策における国と地方の役割分担においては、こうした国の本来の役割を踏まえつつ、国は真に戦略的に考えるべき分野に集中することを基本とすべきであり、地域の活性化や産業おこしについては、地域の知恵と工夫を活用し、できる限り地方公共団体の自主性を尊重する方向で検討していくべきである。

(1)時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直し

農林水産業の振興については、食料・農業・農村基本法等に基づき、農林水産業者 全体を対象とした一律的な政策の見直しを行い、我が国の農林水産生産構造の中核と なるような意欲と能力のある農林水産業者・企業に対して施策を集中化する枠組みへ の転換が進められている。

こうした政策により育成された担い手農家が、補助金等への依存から脱却した自立した経営を確立していくことが、今後の農業や食料政策を考える上で必要なことであるが、担い手農家が自立していくためには、その前提として、農林水産業の振興等において、国と地方、地域や農家が明確な役割分担の下で、お互いに自立してそれぞれの責務を果たし、国と地方が対等な立場に立って協力していくことが必要ではないかと思われる。

今までの農林水産業の振興施策は、国の政策を、国の指導の下で、地方公共団体が 農林漁業者と密接に連携をしながら進めるという重層的な形での運営が行われてきた 面が強い。

しかしながら、WTO等一定の国際的な取決めの下で農業助成が制約を受けるようになり、また、消費者の視点に立った信頼される食品安全行政の確立を図る上で、行政と生産者、消費者の関係をより透明なものとし、公正を確保していくことが必要となっている。そうした流れの中では、国と地方の役割分担についても、より自立した関係を構築していく方向でより一層の明確化を検討していくことが必要であるう。

(農林水産業関係補助事業の在り方)

こうした観点から、今後、国庫補助負担事業の廃止・縮減等の見直しを検討するに 当たっては、農林水産業に関する補助事業等の在り方が、国の補助金等に依存しがち な農業や、地方公共団体の農業行政を生み出すことのないようにしてくことが必要で ある。

このためには、まず、補助金等に依存しない農業を確立する観点に立った補助事業 等の重点化の方向を明らかにすることである。

また、国の農業・農村政策の多くが、地方公共団体を通じた補助事業により実施されているが、こうした間接補助の在り方を、国と地方の役割の分担を明確化する観点から見直していくことも必要である。農業共済事業事務費負担金のように、都道府県の負担がなく、実質的には団体や市町村の経費を国が負担している性格のものにも関わらず、都道府県への定額間接補助とされ、その執行が都道府県を通じて行われているものなどは、都道府県の意向も踏まえ、国から団体や市町村への直接補助に改める等の整理を検討すべきである。

地方公共団体が間接補助事業者として、国の補助金等を受けて農林漁業者等に対する助成等を行う事業に関連し、計画づくり等事業を円滑に推進するための地方公共団体の指導事務等に対し推進事業費、推進指導費等の補助金が交付される例が多いが、一定期間継続しているもの等については、地方公共団体の事務としての同化、定着の状況に応じ、廃止・縮減、一般財源化を図っていくべきである。

農産物の種類毎に国と地方の責任が異なった仕組みとなっている価格安定制度については、今後、品目ごとの特性も踏まえつつ、制度全体を通じた国と地方の役割分担の観点に立って検討を行っていくことが必要である。

今後の経営を単位とした経営所得安定対策の導入の検討に際しては、条件不利地域における直接支払制度等における役割分担や価格支持制度における国と地方の役割分担も踏まえて、できる限り明確でわかりやすい役割分担の仕組みを検討していくことが必要である。

担い手を中心とした農業政策への転換のためには、国の政策も農業政策に重点化を図るべきである。こうした観点から、経営構造対策事業については、経営体の育成・発展に重点化し、生活環境施設等を補助対象メニューから除外する等の措置が講じられているが、今後とも、農山漁村の生活環境整備等については、住民に身近な社会資本整備に対する国の助成の見直しと整合を図りつつ、地方公共団体の自主性を尊重する方向で見直しを検討していくべきである。

(農業改良普及員等改良普及行政の在り方)

中間報告では、農業改良普及行政の必要性を否定するものではないが、普及行政をめぐる環境変化を踏まえて、地域の実情に応じて弾力的に事業運営できるよう、地方分権の趣旨を踏まえて、抜本的な見直しを検討すべきであること等を提言した。

中間報告のこうした提言を受け、農林水産省においては、学識経験者等第三者からなる「普及事業の在り方に関する検討会」を開催しており、普及事業の重点化、効率化を行う中で、必置規制の緩和、農業改良普及手当に関する規定等の見直しを行うこととしている。

こうした取組みそのものについては、当会議としても評価できるものである。

また、農林水産省では、農業改良普及員等の在り方について、都道府県の自主的判断を一層尊重することは必要であるが、農業改良普及制度等の必要性は依然として高く、必置規制や交付金制度が重要であるとしている。

しかしながら、今後の地方行政における普及事業の位置づけを考えると、いずれに しても、改良普及員の必置規制や農業改良普及手当の在り方、協同農業普及事業交付 金の一般財源化について、踏み込んで検討することが必要である。

農林水産省の検討委員会における検討状況も踏まえる必要はあるが、農業改良普及員の在り方については、基本的に都道府県の判断に委ねていくべきとの観点に立って、当会議としては、必置規制の廃止ないしは大幅緩和、協同農業普及事業交付金の一般財源化、改良普及手当の在り方の抜本的な見直し等について検討を行うこと、国の役割は技術的支援等に限っていく方向で検討することを提言したい。

段階的な見直しが必要とする意見があるが、その場合においても、改良普及センターの必置規制、交付金の一般財源化等その交付の在り方、改良普及手当の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。

また、林業改良普及員、水産業改良普及員についても、同様の観点から、見直しが 検討されるよう提言したい。

(農業委員会の在り方)

また、当会議が中間報告において、協同農業普及事業と並んで、一般財源化、必置規制の在り方について提言を行ったものに農業委員会制度がある。農業委員会は、地方公共団体の行政委員会であるが、必置規制等により、減少しつつはあるものの地方公共団体の議会議員と同じ6万人近い農業委員会委員が維持されてきている。

こうした農業委員会の在り方については、市町村の意見は、全国市長会や全国町村会のアンケート結果等を見ると、農業委員会を存置すべきという声と、首長部局で行うことで足りるという声が交錯しているように見受けられる。

こうした状況を見ると、農業委員会の存否を必置規制や交付金で拘束するのではなく、市町村の住民の意思である条例に委ねるべき時期が来ていることを示しているように思われる。

こうした中で、農地面積の小さい農業委員会の広域再編の推進等も課題となっており、農林水産省では農地面積の小さい市町村の必置規制を緩和しているが、こうした

市町村で農業委員会を廃止する市町村は一部にとどまっているが、そうした判断には、農業委員会交付金が影響している可能性を否定できない。

農林水産省においては、農業委員会が国の様々な農地制度の推進とチェックに重要な役割を果たしていることから、引き続き、一定規模以上の農地を持つ農業委員会については必置規制が必要であり、またその円滑な運営を図るためには農業委員会交付金が必要であるとしている。

その一方で、農業委員会の今日的な責務等を踏まえ、見直しを検討することは必要であるとして、現在、中間報告も踏まえ、「経営の法人化で拓く有識者懇談会」の農地制度に関する論点整理の中で農業委員会の業務の在り方等についても議論が行われ、これらを踏まえて10月から「農業委員会に関する懇談会」において農業委員会の活動、組織について検討が行われることとされており、さらに、農地が小面積の市町村での必置規制の見直しや、農家戸数の減少等を踏まえた農業委員定数の適正化の取組みが進められている。

こうした取組みについては、当会議としても、一定の評価ができるものと考える。

しかしながら、現状は、それで十分ではなく、抜本的な見直しの検討が必要な状況 となっていると考えざるをえない。

農林水産省の農業委員会に関する懇談会における検討状況も踏まえる必要はあるが、 当会議としては、制度そのものは存置しつつ、現在の業務を農業委員会が実施するか 首長部局が実施するかは、市町村条例による選択制に移行させること等を含めた必置 規制の撤廃又は大幅緩和を検討するとともに、その存否に交付金の存在が影響を与え ないよう、農業委員会交付金の一般財源化を図ることについて、検討するよう提言し たい。

農業委員会制度についても、段階的な検討が必要であるとする意見があるが、その場合においても、農業委員会の必置市町村の基準の大幅な引上げ、農業委員会定数基準の見直し、委員任免方式や交付金の一般財源化等その交付の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。

【 時代の変化に沿った農林水産業振興政策の見直しの観点からの具体的措置 】

農林水産関係国庫補助負担事業の廃止・縮減等の見直し【平成15年度以降逐次実施】

協同農業普及事業の在り方の検討【平成14年度中に検討、一定の結論】

普及事業の在り方に関する検討会において、今後の普及事業の在り方全般について 幅広く検討し、普及事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。

なお、当会議としては、農業改良普及員の在り方については、基本的に都道府県の 判断に委ねていくべきとの観点から、必置規制の廃止ないしは大幅緩和、改良普及手 当の在り方の抜本的な見直し、協同農業普及事業交付金の一般財源化を検討するよう 提言している。

段階的な見直しが必要とする意見があるが、その場合においても、改良普及センターの必置規制、交付金の一般財源化等その交付の在り方、改良普及手当の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。

林業普及指導事業の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、一定の結論】

林業普及指導事業の在り方に関する懇談会を開催し、今後の林業普及指導事業の在り方全般について幅広く検討するとともに、協同農業普及事業の在り方に関する検討状況を参考にしつつ、林業普及指導事業の重点化、効率化に向けた検討を行う。

なお、当会議としては、林業普及指導員の在り方については、農業改良普及員と同様の方向で検討されるよう提言したい。

水産業改良普及事業の在り方の検討【平成14年度中に検討に着手】

水産業改良普及事業の在り方については、協同農業普及事業や林業普及指導事業の 在り方に関する検討状況を参考としつつ、関係者の意見も聴取して、今後の水産業改 良普及事業の在り方全般について幅広く検討を行う。

なお、当会議としては、水産業改良普及員の在り方については、農業改良普及員 と同様の方向で検討されるよう提言したい。

農業委員会系統組織の活動・組織の在り方の検討【平成14年度中を目途に検討、 一定の結論】

農業委員会に関する懇談会において、市町村合併の進展等を見定めつつ、農業委員会系統組織の活動・組織の在り方について検討を行う。

なお、当会議としては、農業委員会制度そのものは存置しつつ、現在の農業委員会の設置について市町村条例による選択制への移行等を含めた必置規制の撤廃又は大幅緩和を検討するとともに、農業委員会交付金の一般財源化を図ることを検討するよう提言している。

農業委員会制度についても、段階的な検討が必要であるとする意見があるが、その場合においても、農業委員会の必置市町村の基準の大幅な引上げ、農業委員会定数基準の見直し、交付金の一般財源化等その交付の在り方等について、制度の根幹からの検討が必要である。

農地面積の小さい農業委員会の広域連携や設置の見直しの推進【平成14年度以 降逐次実施】

農地面積の小さい市町村の農業委員会について、市町村の自主的組織権を尊重しつつ、その廃止を含めた見直しを推進する。それ以外の農業委員会においても広域連携を積極的に推進する。

農業委員定数等の組織の適正化等【平成14年度以降逐次実施】

農業委員定数について、農家戸数等の減少等の地域の実情を踏まえた適正化のための見直しを推進するとともに、市町村合併に併せた農業委員定数等の組織の適正化と市町村合併後の農業委員会の運営の円滑化を積極的に推進することとし、所要の措置を講ずる。

食品安全基本法(仮称)の制定【平成14年度中に検討、次期通常国会に所要の 法案を提出】

消費者の保護を基本とした包括的な食品の安全を確保するための法律として食品安全基本法(仮称)を制定し、同法において、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて施策を策定し、実施する責務を有する旨規定する方向で検討する。

地方公共団体の機関を含めたリスク管理を担当する行政機関間の連携を強化するための具体的な仕組みを設ける。

これらを踏まえ、食品安全基本法に則し、食品の安全性に関わる関連法について検 討し、所要の改正を行うものとする。

BSE対策等に関連し、農場段階において検査を実施する家畜保健衛生所と食用として出荷する段階において検査を担当する食肉衛生検査所の連携・強化を推進するとともに、地方公共団体が自主的な取組みとして、家畜保健衛生所の獣医師とと畜検査員である獣医師の人事交流や兼務、家畜保健衛生所と食肉衛生検査所の実質的統合等を含めた組織の在り方を検討することは可能であることについて、周知徹底を図る。

(2)地域間競争を促す国の中小企業政策等の在り方について

中小企業政策についても、産業政策の一環として国庫補助負担事業を含め、今後とも、国と地方の役割分担を明確化していくとともに、全国レベルの高度な技術を有する中小企業への技術開発支援、地域間の自由な競争を促進するため、中小企業施策等に関する情報アクセスを容易化するための基盤整備など全国的規模・視点で行われることが必要な政策、中小企業をめぐる取引の適正化など競争条件の整備等に国の役割を重点化していくことが必要である。

また、中小企業施策に関連し、国と地方が協調して行う貸付制度における不良債権の処理等について、国と地方の責任分担の明確化が図られるよう、必要な措置を講じていくべきである。

【 地域間競争を促す国の中小企業政策等の在り方の観点からの具体的措置 】

全国的規模・視点で行われることが必要な政策、競争条件の整備等に国の役割を 重点化【逐次実施】

産業政策の一環として、今後とも、国と地方の役割分担を明確化していくとともに、

全国レベルの高度な技術を有する中小企業への技術開発支援、 地域間の自由な競争を促進するため、中小企業施策等に関する情報アクセスを容易化するための基盤整備など全国的規模・視点で行われることが必要な政策、 中小企業をめぐる取引の適正化など競争条件の整備等に国の役割を重点化していく。

地方公共団体に対する中小企業関係補助事業の廃止・縮減等の見直し【平成15年 度以降逐次実施】

中小企業に関する国と地方の役割分担を精査して、国の役割を重点化し、中小企業 に係る国の補助金を全国的規模・視点への集中を図るなどにより、地方公共団体に対 する補助金の廃止・縮減、一般財源化を図る。

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく債権の取扱いの明確化とその周知 【措置済み】

平成12年1月に小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく国の都道府県に対する 債権の取扱いの明確化のための措置が講じられたところであり、平成14年5月の全国 担当者会議においても周知徹底を図った。今後も、新規貸付や債権管理に当たって、 都道府県への周知に努めていく。

高度化融資に係る不良債権処理基準の整備等役割分担の明確化とその周知【措置 済み】

平成13年12月に高度化融資に係る不良債権処理基準について、中小企業総合事業団の債権管理規程の整備による明確化が図られたところであり、平成14年7月に都道府県に対し周知徹底を図った。今後も、新規貸付や債権管理に当たって、都道府県への周知に努めていく。

小規模企業設備貸与制度における貸し倒れのリスク等に対する、国と地方の適切な分担を踏まえた必要な措置【平成14年度中に検討に着手】

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)において、中小企業総合事業団の信用保険事業のうち機械類信用保険については必要な措置を講じた上で廃止することとされたが、小規模企業設備貸与制度における貸し倒れのリスク等について、国と地方が適切に分担する観点を踏まえ、必要な措置を講ずる。

高圧ガス等の保安行政に係る権限移譲の検討 【平成14年度中に検討に着手】

高圧ガス等の保安行政については、都道府県から政令指定都市への権限移譲の要望がなされているが、地方公共団体における事務処理の特例条例による権限移譲の実施 状況等も踏まえ、検討を行う。

5.治安その他

地方公共団体が担う最も基礎的な役割の一つに、治安の維持等があり、警察は都道府県が、消防は市町村が主体となって担っている。

当会議では、中間報告に際しての国と地方の役割分担に応じた事務事業に関する調査審議において、警察及び消防分野についてもヒアリングを行い、議論を行った。地方行政において治安行政の重要性は高く、また、国による地方行政、地方歳出に対する義務付け、枠付けとして、地方警察職員の政令定数制度等の影響は大きいため、こうした分野における国の関与の在り方にも検討を加えておく必要があるからである。

しかしながら、警察制度については、警察刷新会議の提言に基づく改革が実施されつつあること、地方分権推進の観点のほか、司法制度との関係等留意しなければならない点が多いこと等から、現時点で、今後の国と地方の役割分担の在り方について見直しの具体的方向性を示すような状況にはない。今後、税財政制度の在り方等の検討に際しては、引き続きその在り方に留意していくことが必要である。

また、消防制度については、市町村は消防を十分に果たすべき責任を有することが 法定されているなど、市町村消防の原則に則って運営されている。今後においても、 地域の状況に応じて、自らの地域を自らの手で守るという消防・防災の趣旨、地方分 権推進の観点も踏まえ、市町村消防の原則を、基本的に維持していくべきであると考 えられる。

このため、消防については、市町村消防の原則を維持・確立する観点から、引き続き諸制度の在り方を検討するとともに、小規模消防本部における消防・救急体制を整備するための広域再編の推進や、大規模・特殊災害等における広域応援体制の確立、へりによる消火・救急等や火災原因調査等高度化する消防ニーズへの対応等市町村消防を補完する制度の整備を図っていくことも必要である。

(1)警察制度

【 警察制度についての具体的措置 】

政令定数制度等の在り方の検討【随時検討】

国庫補助負担金、地方交付税制度、税源配分の在り方の検討に際して、必要に応じ、 警察官政令定数制度の在り方、国費地方費の支弁区分の在り方、警察費補助金の在り 方について、検討する。

警察内部組織の基準の弾力化【平成14年度中を目途に政令改正】

各都道府県が当該都道府県の治安情勢に応じた組織をより自主的に整備できるよう、

都道府県警察の内部組織の基準について規定する警察法施行令付録を改正する。

新たな治安事象に対する国と地方の警察機関の役割分担の検討【平成14年度中 に検討に着手】

国際化やIT化の進展に伴い、国際テロ情勢等新たな治安事象に対する国の治安責任を明確化しつつ、治安を確保するために最もふさわしい国と地方の警察機関の役割分担について、地方自治の観点も踏まえ、検討を行う。

交通安全対策特別交付金制度の在り方の検討【随時検討】

交通安全対策特別交付金制度については、引き続き、今後の在り方について検討を 行うこととする。

(2)消防制度

【 消防制度についての具体的措置 】

常備消防設置義務及び救急実施義務市町村の政令指定制度の抜本的見直し【平成14年度中に消防審議会で検討し結論、次期法改正時に必要な措置】

常備消防設置義務市町村を政令で指定する制度(消防組織法第10条)及び救急実施 義務市町村を政令で指定する制度(消防法第35条の5)については、制度を廃止して、 市町村の自主的判断に委ねることを基本方向として検討を行い、その結果に基づき、 法改正等所要の措置を講ずる。

消防力の基準の見直し【平成16年度中を目途に見直し】

消防力の基準については、市町村の消防力整備に係る指針としての性格を踏まえつつ、社会環境の変化に対応した必要な見直しを行うとともに、住民ニーズに立脚した機能面等からの技術基準として構成するという基本方針のもとに、消防審議会等で検討を行って、見直しを行う。

地方公共団体と国との防災情報の共有化等や広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の在り方【平成14年度中に検討し、所要の措置】

本年6月の「e-Japan重点計画-2002-」を踏まえて、国と地方公共団体を結ぶ衛星系ネットワークや市町村の防災無線ネットワーク(住民向け、消防・救急車両向け等)のデジタル化・高機能化を推進するとともに、防災情報共有化のためのシステムの標準化を図るため、所要の措置を講ずる。また、緊急消防援助隊の施設・設備の基準策定など広域的な消防組織間の連携等に必要な事項の標準化を図るため、所要の措置を講ずる。

消防の広域再編の推進【逐次実施】

市町村合併の推進との整合性を確保しつつ、消防の広域再編を図るとともに、共同 処理方式を活用した広域化を推進する。

地域の市町村以外の行政主体が消防・救急の事務を担うことができる仕組みの 導入等【平成14年度中に消防審議会で検討、逐次実施】

消防、救急について、地域の主体的判断に基づき、当該市町村以外の行政主体が事務を担うことができる仕組みの導入を図る。

具体的には、小規模市町村における消防事務の実施体制を強化するため、市町村の自主的選択を前提としつつ、近隣市町村への事務委託の活用、同一都道府県内の政令指定都市、中核市等に対する事務委託の活用方策を検討する。さらに例外的な対応方策として、都道府県が特例的に事務の一部を処理する仕組みや、人口規模や地理的・地形的要因によっては、市町村による共同処理としての基本原則を維持しつつ、都道府県が参画する広域連合の設置等も検討する。

緊急消防援助隊に対する国の役割分担の在り方【平成14年度中に消防審議会で 検討し、次期法改正時に必要な措置】

市町村の災害時における総合的かつ広域的な応援体制の整備をするとともに、市町村消防を補完する大規模・特殊災害時等の都道府県を超える支援(緊急消防援助隊等)に対する国の役割分担(関与、財政負担等)について、法令上その位置付けを明確化し、充実することについて検討する。

具体的には、緊急消防援助隊の部隊編成等に係る基準の策定、中核的消防本部を中心に構成される迅速・高度な対応を行う特定部隊の設置、大規模災害やNBCテロ災害等の場合における国の出動指示制度の導入と出動団体等の財政負担等に対する必要な措置等について検討し、法改正等所要の措置を講ずる。

市町村消防では実施困難な専門性、広域性を有する業務の在り方【平成14年度中に消防審議会で検討し、次期法改正時に必要な措置】

大規模・特殊火災の火災原因調査の実施等、ヘリ消火・救急等の実施等、専門性、 広域性を有する業務で市町村の実施が困難なものについては、国や都道府県の役割の 明確化を図る方向で検討し、法改正等所要の措置を講ずる。

社会環境の変化等を踏まえた今後の消防団の在り方【平成14年度中に検討、逐次実施】

常備化の進展、就業構造、地域環境の変化等に伴い、団員数の減少やサラリーマン団員の増加という現象が生じている消防団については、学識経験者を含めた検討会において、弾力的な消防団運営、他組織との連携、教育訓練の見直し、被用者の消防活動の促進方策等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)に係る国における制度の検討【平成14年度中に検討し、所要の措置】

救急救命士の処置範囲の拡大(気管挿管・薬剤投与など)については、地方における適切な実施を図るため、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、 救急救命士の処置範囲の拡大を前提に、必要な条件整備等について、本年末を目途に とりまとめ、所要の措置を講ずる。

(3)その他

【 その他の分野についての具体的措置 】

地方自治法上の法定局部数の廃止【次期地方自治法改正の際に併せて実施】 都道府県の局部・分課に関する規制については、都道府県の自主組織権を尊重する 観点から、局部数の法定制度を廃止する。

CATV許可権限の在り方の検討【逐次検討】

CATVの許可権限については、地域の実情を把握している都道府県に移譲すべきとの意見がある一方で、放送政策全体との整合性、高度・専門的な技術知識の必要性、広域的事業展開の進展等の要素も考慮すれば引き続き国が行うべきとの考え方や、規制緩和の観点からの検討が必要との考え方があることを踏まえ、変更許可に係る事務処理の迅速化等により実質的に事業者の負担軽減を図る方策や許可に際し関係都道府県の意見を一層尊重すること等による都道府県の関与の確保を図る方策について検討を行う。

おわりに

地方分権改革推進会議に課せられた課題は、「地方にできることは地方に委ねる」との原則に基づき、国と地方の役割分担を明確化することによって、国は、国でなければ果たしえない役割に徹し、地方は、地域住民の自主的な選択によってそのニーズに応えられる公共サービスを提供する総合行政の主体としての役割を果たし得る存在へとしていくことである。

この課題を達成するため、本意見においては、広く内政全般にわたり、国の地方への関与の廃止・縮減を図るべく、国が取るべき措置についてできる限り具体的にかつ期限を明示するよう努めるとともに、各省庁と合意できなかった事項についてもあえて当会議としての見解を示している。今後、国の地方への関与の廃止・縮減と、それに基づく国庫補助負担事業の廃止・縮減の議論は、経済財政諮問会議を始めとする政府部内での議論へとその場を移すことになる。

他方、地方の側にも、地方分権改革の担い手としての覚悟と体制整備を求めたい。 当会議は、地方分権改革の制度的枠組みを提示することはできるが、それを具体化し、 改革の果実を住民に提供することは、正しく全ての地方公共団体に課せられた責務な のである。

今後、当会議の審議は次の段階に移行する。本意見で示した国と地方の役割分担に基づき、また年末までに取りまとめられる国庫補助負担事業の廃止・縮減についての政府の方針を踏まえ、国と地方の税財源配分の在り方について、基本方針2002に示されているとおり国庫補助負担金、地方交付税交付金及び税源移譲を含む税源配分を三位一体で検討していく。併せて、地方行財政改革の推進等行政体制の整備についても、全ての市町村において市町村合併に向けた真剣な検討が行われ、具体的な成果につながることを期待するとともに、新たな行政体制の在り方を検討する予定である。

今後とも、政府、地方公共団体はもとより、自主・自立の地域社会を目指す全ての関係者の理解と協力を願うものである。

地方分権改革推進会議委員名簿

議長 西室 泰三 株式会社東芝取締役会長

議長代理 水口 弘一 株式会社野村総合研究所元社長

(小委員長)

委員 赤崎 義則 鹿児島市長

岩崎美紀子 筑波大学社会科学系教授

岡崎 洋 神奈川県知事

神野 直彦 東京大学大学院経済学研究科教授

竹内佐和子 東洋大学経済学部教授

寺島 実郎 株式会社三井物産戦略研究所所長

森田 朗 東京大学大学院法学政治学研究科教授

吉田 和男 京都大学大学院経済学研究科教授

吉永みち子 ノンフィクション作家

5 0 音順

地方分権改革推進会議の開催実績

(平成14年6月「事務・事業の在り方に関する中間報告」以降)

【平成14年】

開催日	会 議 名 及 び 議 題
7月9日(火)	第21回本会議〔フリートーキング (今後の審議の進め方等)〕
7月29日(月)	第22回本会議〔総務省ヒアリング(国庫補助負担事業、国庫補助負担金の 在り方等)、フリートーキング〕
8月29日(木)	第23回本会議〔財務省ヒアリング(国庫補助負担事業、国庫補助負担金の 在り方等)、フリートーキング〕
9月3日(火)	第24回本会議〔地方3団体ヒアリング(全国知事会、全国市長会、全国町村会)〕
9月12日(木)	第20回小委員会〔文部科学省ヒアリング(教育・文化) フリートーキング〕
9月20日(金)	第21回小委員会〔厚生労働省ヒアリング(社会保障) フリートーキング〕
9月24日(火)	第22回小委員会〔国土交通省ヒアリング (公共事業) フリートーキング〕
9月27日(金)	第23回小委員会〔環境省ヒアリング(公共事業) 国土交通省ヒアリング (公共事業) フリートーキング〕
10月1日(火)	第24回小委員会〔農林水産省ヒアリング(公共事業、産業振興) フリート ーキング〕
10月4日(金)	第25回本会議〔有識者ヒアリング: (1)梶原拓岐阜県知事、(2)黒澤丈夫群 馬県上野村長、(3)加藤秀樹構想日本代表〕
10月7日(月)	第25回小委員会〔分野別各論の論点の審議〕
10月10日(木)	第26回小委員会〔分野別各論の論点・総論(骨子案)の審議〕
10月18日(金)	第26回本会議・第27回小委員会合同会議〔意見(素案)の審議〕
10月24日(木)	第27回本会議・第28回小委員会合同会議〔意見(案)の審議〕
10月29日(火)	第28回本会議〔意見(案)の審議〕